

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 上原 康樹

1 日時

令和5年12月7日(木)

午前10時0分開会、午後5時15分散会

(休憩 午前11時59分～午後1時0分、午後3時8分～午後3時22分、

午後5時12分～午後5時13分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、
岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

増澤担当書記、谷地担当書記、久保併任書記、赤前併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、加藤副部長兼文化スポーツ企画室長、

柏葉文化スポーツ企画室企画課長、

武蔵文化振興課総括課長、鈴木スポーツ振興課総括課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長、坂本教育次長兼学校教育室長、

西野教育企画室長兼教育企画推進監、

古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、

度會学校教育室学校教育企画監、

武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、

中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、

安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、

多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、

最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、

大森教職員課総括課長、熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、
小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

菅原副部長兼ふるさと振興企画室長、本多学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第3条第3表中

追加中 5

イ 議案第21号 岩手県立図書館(維持管理業務)の指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて

ウ 議案第22号 岩手県立図書館(運營業務)の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

（請願陳情）

ア 受理番号第13号 私学助成の充実強化等に関する請願

イ 受理番号第14号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

（4） その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページをごらん願います。2款総務費1億8,945万円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費739万2,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、28ページをごらん願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、1目文化スポーツ総務費の右側説明欄の管理運営費、それから次の3目スポーツ振興費の右側説明欄の管理運営費及びスポーツ医・科学サポート事業費は、いずれも給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 人事委員会勧告の引き上げ分ですけれども、739万2,000円であります。これを職員1人当たり平均にするとどうなりますか。

○柏葉企画課長 1人当たりの増額分でございます。今回の給与総額を職員数で単純に割り返しますと、一般職員につきましては、1人当たり年間10万4,000円の増額、会計年度任用職員につきましては、1人当たり12万円程度の増額になっております。

○齊藤信委員 会計年度任用職員のほうが引き上げ額が多いのはどういうことなのか。

○加藤副部長兼文化スポーツ企画室長 職員につきましては、今回の給与改定の割合が若年層を中心に引き上げになっておりまして、平均で1.1%程度の引き上げでございます。全年齢層が引き上げになっているものではないので、平均しますと職員は年間で1人当たり10万4,000円の増額という数字になるものでございます。

○齊藤信委員 後で文化スポーツ部の職員数を教えてほしいのですけれども、そうすると若い人がいなかった。引き上げ額が少ない中高年が主体だということですね。会計年度任用職員は、今回初めて4月に遡って賃上げされますので、これは大きな改善だと私は思います。

ただ、今聞いてびっくりしたのは、平均すれば会計年度任用職員の引き上げより正規職員の引き上げが少ないということ。初任者を重点にして、若い部分を重点に引き上げたということはあっても、やはり1.1%では低過ぎる引き上げだったと思いますけれども、いかがですか。

○加藤副部長兼文化スポーツ企画室長 当部の全職員の人数につきましては、12月1日時点で64名おります。その内訳ですが、課長以上が14名、主任以上が32名、今回主に重点的に引き上げになる主事、技師級が14名で、おっしゃるとおりやはり主任以上の職員の割合が多くなっております。そちらについては、引き上げ額が若年層に比べれば低いということで、平均いたしますとそういった数字になるものでございます。

○齊藤信委員 了解しました。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。

執行部から第2期岩手県スポーツ推進計画の策定について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの報告後に報告に対する質疑を行い、その後委員からのこの際発言といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、発言を許します。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 現在第2期岩手県スポーツ推進計画の策定を進めておりますので、その御報告をいたします。

それでは、資料の第2期岩手県スポーツ推進計画の策定について御説明いたします。まず、左側の1、計画の策定についての(1)の計画策定の趣旨は、県では今年度までの岩手県スポーツ推進計画を策定しまして、スポーツの推進に取り組んでまいりました。その間、国では令和4年3月に新たに第3期スポーツ基本計画を策定し、5年間の具体的施策等を示して取り組んでおります。また、本県では計画策定後、さまざまな大規模大会の開催や本県出身選手の世界を舞台とした活躍により、県民のスポーツに対する機運が非常に高まっております。このような状況等を踏まえ、本県の第2期スポーツ推進計画を策定しようとするものでございます。

(2)の計画期間は、本県の県民計画の周知、現計画の計画期間、国の計画の計画期間を踏まえまして、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画としようとするものでございます。

(3)の計画の構成等は、これまでの計画の構成を基本としまして、県民計画における政策推進の基本的な考え方や取り組みの方向性との整合性を図るとともに、国のスポーツ基本計画を参酌した内容とした新計画を策定しようとするものでございます。

次に、右側に参りますが、2、計画につきましても、現計画は計画策定の考え方、目指す姿、施策の基本的な方向、スポーツ推進の施策展開、計画の推進、進行管理の4章構成となっておりますので、その章ごとに策定の概要をまとめております。

第1章、計画策定の考え方は、1、計画の趣旨に大規模大会や本県出身のアスリートの活躍を契機としたスポーツ振興の必要性と新型コロナウイルス感染症の影響の内容を追加したほか、4、スポーツの意義にも新型コロナウイルス感染症の影響の内容を追加しております。また、第2期計画の策定に伴い、5、現状と課題の項目を追加するとともに、国の第3期計画の策定を踏まえて、6、国の第3期スポーツ基本計画の概要の項目も追加しております。

2ページでございます。第2章、目指す姿・施策の基本的な方向ですが、2、施策の基本的な方向は、総合型地域スポーツクラブの活性化や運動部活動の地域移行、インクルーシブスポーツの創出等、中長期的な視点に立った育成、最新技術等に基づく指導者の育成、トッププロチームと連携した地域活性化の内容をそれぞれの施策の柱に追加しております。

また、第2期計画の取組を推進するため、市町村やスポーツ関係団体など、多様な主体との連携が必要ですので、3、多様な主体との連携の項目を追加しております。

右側に参ります。第3章、スポーツ推進の施策展開は、新たに推進する主な取組をまとめております。まず、施策の柱の一つ目、ライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進では、地域クラブ活動への移行に向けた取組、スポーツデータを活用した健康増進の

拠点づくり、いわてスポーツプラットフォームの意見等を踏まえたスポーツ振興、県営スポーツ施設等の予約システムの利用促進などを記載しております。

次の施策の柱、共生社会型スポーツの推進では、インクルーシブスポーツの取り組み、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が利用しやすい環境整備を記載しております。

次の施策の柱、国際的に活躍する競技スポーツの推進では、スーパーキッズのタブレット端末等を活用した取り組み、中長期的な視点に立ったジュニア期からの競技力向上の取り組み、映像データ分析等デジタル技術を活用した競技力向上の取り組み、スポーツデータを活用し、効果的なトレーニングに結びつける拠点づくり、女性がスポーツをしやすい組織づくりなどを記載しております。

最後の施策の柱、地域を活性化させるスポーツの推進では、被災地でのスポーツ交流による本県の魅力発信と震災伝承の取組などを記載しております。

3 ページに参ります。第4章、計画の推進・進行管理では、アクションプランの内容に合わせまして、国体順位の指標を全国大会入勝競技団体数の指標に変更しております。

次に、右側になりますが、第2期計画策定スケジュールにつきましては、本委員会での報告の後、今月からパブリックコメントを実施し、来年2月に第3回スポーツ推進審議会を開催しまして、計画案を議論していただきます。その後審議会から答申をいただき、3月下旬に策定する予定でございます。

次に、資料の1でございます。第2期岩手県スポーツ推進計画の概要についてでございます。この概要版は、これまで御説明しました第2期岩手県スポーツ推進計画の内容を概要版として取りまとめたものでございます。左側に項目として策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、目指す姿、四つの施策の主な取組を記載しておりまして、四つの施策の主な取組の下にそれぞれの施策の柱ごとに主な取組を記載しております。

新たに記載する取り組みにつきましては、新という表記がございますし、拡充する取組につきましては、拡充の拡という表記をしております。以上が資料1の説明でございます。

また、お手元に資料2として、素案も配付していると思います。資料1、資料2の具体的な内容につきましては、お目通し願いたいと思います。

以上が第2期スポーツ推進計画の策定の状況となります。報告は、以上となります。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 私のところに野球のシニアチームの代表の方から練習場所の確保について相談がありました。そのチームは、東北大会や全国大会も出るようなチームですが、結局スポーツ少年団などではないということで、その代表の方がおっしゃったのですけれども、練習場所を放浪者のように探し求めて活動しているのだということです。

たくさんのスポーツがあり、チームがあるのですけれども、そういうチームの人たちにも、子供たちにも、練習場所をきちんと確保できるようなシステムをつくるべきではないかと私は考えます。スポーツ少年団は優遇されていますが、それ以外のチームは、先ほど話したような御苦労があるということです。子供たちも不安です。

この中で言うと、1の(2)の③、地域における子どものスポーツ機会の充実に当たるのでしょうか。地域クラブ活動のこともあるのですけれども、そのようなことは盛り込まれていないのかお聞きしたいと思います。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 シニアチームの関係でございますが、今小西和子委員からお話がありましたように、地域における子どものスポーツ機会の充実ということで、その部分に機会を拡充する部分を盛り込んでおります。施設につきましては、第3章、1、ライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進の中の、(5)スポーツを楽しむ環境の整備、②、地域スポーツ資源の有効活用・利用促進ということで記載しております。さまざまな資源を生かした上で、それぞれの利用者が利用できる環境をつくっていくこととしております。

予約等がなかなか難しいというお話かと思いますが、予約しやすい環境をつくるために、令和5年度から岩手県文化・スポーツ施設予約システムを導入し、その利用を図っていくことにしております。県の野球場につきましては、県営運動公園の野球場が予約可能であることから、それを利用していただければと考えております。

また、さまざまな市町村の施設や、場合によっては学校の施設などを使っている場合もあると思いますので、その辺はなかなか利用希望者の兼ね合いで予約を取るのが難しい部分もあるかもしれないですが、それらも含めてどのようにやっていくかということが必要かと考えます。その辺も含めて、県の施設は、今言った予約システム等で活用を進めていただければと考えております。

○小西和子委員 ぜひ県がリーダーシップを取って、そのような施設活用について前進していただきたいと思います。

先ほどおっしゃいましたけれども、なかなか予約が取れないのが実情で、選手の方、生徒たちも、保護者の方たちも大変な思いをしているということでございます。どうぞ前向きに検討をお願いいたします。

○工藤大輔委員 施設関係について私も触れさせてもらいたいと思いますが、県有の体育施設、学校施設も含めるとかなり数はいわけであります、やはり老朽化している。また、本来は希望郷いわて国体の際に整備すべき施設の整備が進まなかったこともあって、これは一つの課題かと思っております。プラスして今日の状況を見れば、それぞれのプロスポーツのホームの施設に求められる基準が大幅に高くなってきているのです。そういった意味からすると、将来の県内プロスポーツの維持であったり、今後のスポーツ施設のあり方という点で、今後どのような整備方針でいくかという方向性を大きく転換しなければならない時期に来ていると私は思っております。まず、この点について、今そういった整備等も考えてきていると思いますけれども、どのような形で進めようとしているのかお聞きします。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 本県の県有施設の多くが昭和45年の岩手国体の際に整備されたもので非常に老朽化しております。県営のスポーツ施設につきましては、岩手県文

化スポーツ部所管公共施設個別施設計画がございまして、それが令和6年度までの計画になっております。令和7年度に新たな計画を策定することから、今県営施設のあり方について検討しております。施設の状況、利用の状況、市町村における施設の整備状況等も踏まえまして、外部有識者から御意見をいただきながら、今そのあり方を取りまとめているところでございます。そのあり方の検討の状況も踏まえまして、今後の施設のあり方や、令和7年度以降の個別施設計画を策定しようということで現在進めているところでございます。

○**工藤大輔委員** 現状では県の方向性は、まだ意見を聞いている段階で、取りまとめた段階で公表するということです。要望という形にしたいと思えますけれども、プロスポーツの施設基準が今までと全く違ってきていて、大型ビジョンの設置を求めるものや、観客席もそうですし、そのほか年々基準が上がっていっているのです。1施設建設すれば、40年、50年と使っていくわけでありますが、将来的に対応できないとか、やはり規格としてどうしても落ちてしまうということが必ずあるわけです。スペースの関係や、施設の中身においてもそうですし、その辺についてはしっかりと将来を見据えた方向性であってほしいと思います。

また、そのような形で御意見等も出されてくるかと期待しているのですけれども、小原文化スポーツ部長はどのように考えているかお伺いします。

○**小原文化スポーツ部長** 大まかな県のスポーツ行政の方針といたしまして、県民の皆さんがスポーツに親しんで、健康や活力を養って地域を活性化していくということがあります。その中で、県民のスポーツへのかかわり方とすれば、する、見る、支えるという言葉に象徴されるようなかかわり方があるわけですが、特にプロスポーツとの連携では、見る、支えるといった点が重要になるものと思っております。そういう方向で進めていくことですので、将来的な展望とすれば、そういうことを頭に入れて今後のあり方を検討していくことは重要だと思っております。有識者などからも御意見をよく聞いて検討を重ねてまいりたいと思います。

○**工藤大輔委員** そのとおりだと思います。スポーツを見ることで感動を与えて、より自分もやってみよう、目指していこうと思わせるような視点もこれからは必要だと思います。今までは、競技する者のための施設という意味合いが強く、やはり見る者や、支える者という観点が少し足りなかったかと思えます。スポーツの持つ、感動する力というのは本当にあるので、そういったところを生かせるような施設をぜひつくっていただきたいと思えます。

もう一点なのですが、スポーツ・インテグリティの関係でお伺いします。教育委員会からこの後陳謝のようなものがあるやに聞いていますけれども、学校関係でもスポーツ指導者の道徳を超えた指導が行われております。それに対してスポーツを所管する文化スポーツ部では、今般のようなことが一向にやまない状況をどのように捉え、どのような改善方法を進める事業を展開しているのかお聞きします。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 今工藤大輔委員からお話がありましたけれども、スポーツにおける勝利至上主義や行き過ぎた指導、科学的合理性を軽視するドーピングやパワーハラスメント、暴力行為などの問題事案は、スポーツの価値を損ね、その振興を図る前提を崩すものだと認識しております。

今回の計画につきましても、体育協会と連携して、コンプライアンスの研修会を開催するほか、相談窓口を設置してスポーツ・インテグリティの確保に取り組むこととしております。部活動などにおける暴力行為等がなくなるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 やはりスポーツを扱う部として、ぜひこのことは強く進めていただきたいと思います。何か問題が発生すれば、学校関係であれば教育委員会が対応するという位置づけで、ほかにはスポーツ少年団や競技団体などがその指導等を行う事例もあつたりします。そういった中で、スポーツを扱う文化スポーツ部は、一歩引いているとは言いませんけれども、主体性をあまり感じないところもあるのです。実際の現場になれば、学校なら学校だとか、そういったところが大きいというのわかるのですが、やはり教育委員会や、スポーツ団体と深くかかわり合いながら、どうすれば本当になくなるのかという取り組みの先頭に立っていただきたいと思います。

今般、この推進計画の中でも当然その分野を載せているわけですがけれども、この期間中に本当になくなるような対策なのかを考えて、ぜひ進めていただきたいと思いますが、前の計画と変わって新しいこの計画の中でどのような実効性のある対策を講じようとしているのかお伺いします。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 先ほど競技団体のお話も出ましたけれども、県につきましては、公益財団法人岩手県体育協会を指導、監督する立場でございます。岩手県体育協会が加盟団体の指導を行いますので、岩手県体育協会を通じまして、現在ガバナンス報道等も出ておりますので、それに基づいた対応、暴力行為の撤廃などに取り組んでまいりたいと考えております。

県としましては、平成29年度からスポーツ・インテグリティ推進事業に取り組んでおります。岩手県体育協会では、加盟している競技団体に対しまして、組織運営に係る透明性、公平性、公正性を確保するための研修会を本日開催しておりますが、県はそれに補助することで、各競技団体にスポーツ・インテグリティの周知をしてまいりたいと考えております。

推進計画の関係では、素案の55ページ、下から三つ目の丸に、クリーンでフェアなスポーツの推進が求められているという現状と、近年暴力行為等の問題事案が発生しているという課題を記載しております。

次の56ページ、表の下に取組の方向性がございまして、クリーンでフェアなスポーツの実現のために競技団体を統括する責任者を中心にそれらのマネジメント能力の向上を促進していくと記載しておりますし、その下の丸で競技団体の強化責任者を対象にしてハラス

メントや暴力行為等の未然防止するとともに、選手強化の効果的な推進に係るマネジメント能力の向上を促進することとしております。

あわせて57ページ、主な取組内容の中ほどになりますが、競技団体の組織強化のところ、先ほど申しました研修等を実施してハラスメント、暴力等の防止に向けた取組を促進するというので、今回の素案に記載しているところでございます。

○**工藤大輔委員** 継続している事業が多いと感じますし、やはりこの精度を高めていただきたいです。競技団体、高校の先生方がボランティアで献身的に大会、各協会を運営されていて、本当にありがたい限りなのですが、やはり競技、スポーツ団体によって、その体制の強い弱いは、かなり見受けられますので、そのフォローアップ等はしていきながら、より実効性が高まるように、文化スポーツ部からも支えるような事業を展開していただきたい。ぜひそういったことも含めて今回のこの計画が達成されるように進めていただければと思っております。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 今工藤大輔委員からいただいた意見も踏まえまして、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○**飯澤匡委員** それでは、2点お伺いします。まず1点目ですが、今文化スポーツ部に与えられている最大の使命はスポーツの競技力向上だと私は思っていますが、一方で県有施設のスポーツ施設の管理も任せられているわけです。近年働き方改革等でさまざまな時間の制限があり、皆様方が委託されている方々にもそういう制限がかかっている、競技力向上と相反する状況が散見されると私も聞いています。当該部ではどちらを優先するのか見解をお伺いします。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 競技力向上と施設管理、働き方改革についての御質問かと思えます。まず、本県出身の選手が世界を舞台として活躍しておりまして、その活躍が県民に元気、勇気を届けております。今言った競技力向上にこれまで取り組んできた結果がそれに結びついていると考えておりまして、競技力向上につきましても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて県民にスポーツをする機会を与えるということで、私どもは県営スポーツ施設の管理もしております。大抵の場合、指定管理で行っておりますが、これも指定管理者の勤務条件や、働き方改革という観点から、労務管理という点でも非常に大切でありますので、そちらもあわせて取り組む必要があると思えます。どちらかということではなく、競技力向上と施設管理の双方に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

○**飯澤匡委員** そういう答弁になるのでしょうかけれども、実際現場でさまざまな齟齬が起きているという報告も聞いています。その点に関して、どのように取り組まれ、改善をされましたか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 競技団体から、スポーツ施設の時間外に練習をしたいというお話があったことがございます。それにつきましては、競技団体とさまざま調整中でございます。まだ結論は出ていないのですが、やはり先ほども申しましたとおり、指定管

理者側の働き方改革や勤務条件と、競技団体の練習の時間帯なり場所の確保という少し合わない部分がありますので、その調整を今進めているところでございます。

○飯澤匡委員 今後もこういう場面というのは出てくるのです。今世界的にも働く時間というのは非常に制限されるような時流になってきていますから、特に現場サイドでのそういう課題は出てくると思うのです。

一方で、後ほども触れますけれども、競技力の向上は非常に大事なことで、やはりほかの地域や県、団体より、より多くトレーニングしたり、精度を高める場所を確保するのは、最も大事なことだと私は思うわけです。それには、やはり日ごろ当該部が競技団体の方々と課題は何なのか、こういう現在の時流に対して意見聴取するだとか、一方的にこういうことになったから、あしたからできませんということは、全く信頼関係が構築できないことになってしまいます。その点について小原文化スポーツ部長の見解をお伺いします。

○小原文化スポーツ部長 施設を管理する中で、さまざまな人がかかわって施設管理を進めているわけですが、社会的な課題として働き手が不足しております。特にベテランの技術のある方々がどんどん不足していく傾向にあることは間違いない状況でありまして、そこを踏まえて今後どう競技力との両立を目指していくかは重要な課題だと思っております。

法令を遵守した上で競技力を向上させていくことが求められるわけですが、競技団体と管理をしている側がお互いにコミュニケーションをよくしていただいて、お互いの事情を共有しながら、お互いのやりたいことが最大限できるように、文化スポーツ部としてはその橋渡しを行っていきたいと思います。そういう場をしっかりと設けてこれからも進めていきたいと思っております。

○飯澤匡委員 ただいまおっしゃったように、やはり熟練したさまざまな技術者については、大体団塊の世代の方々の方が多くて、どの業種でもそうなのです。これについては、競技団体も理解していると思っておりますので、最後におっしゃったさまざまな調整機能を、ただ管理するという観点ではなくその中に入って、どのようにしたらよりよくなるのかをしっかりと考えて、これからはやっていただきたいと思っております。

2点目です。今回新規にラグビー県岩手の情報発信がありましたけれども、近年のラグビー競技人口を見ますと、確かにラグビー協会がタグラグビーなどの普及を随分盛んに行っていて、その成果は、小、中学生に非常に浸透していると私も聞いておりますが、いざ高校に入ると、まず競技していた方がほとんどラグビー部に入らない状況があります。これは、情報発信する以前の問題だと私は思うわけです。教育委員会にも以前質問したのですが、学校教育はクラブ活動と密接な関係もありますし、この点の課題認識についてどのようにお持ちなのかお伺いします。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催が終了しまして、釜石市でワールドカップの試合をしました。ラグビー競技への関心や盛り上がりが高まりましたので、県としましてもラグビー県岩手を発信しているところでございます。高校でのラグビー部への入部になかなかつながっていかないという御質問でしたけれども、

子供たちが少なくなりまして、やはり今まであった部活動がなかなか維持できないというところにも一因があるかと考えております。私たちとしましては、先ほどお話したように、ラグビーワールドカップ 2019 岩手・釜石開催のレガシーとしてラグビーを発信しておりますので、引き続き情報発信と、釜石シーウェイブスもありますので、それらの冠試合等も用いながら、試合等の観戦等でラグビーに触れていただき、ラグビーが盛り上がるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 今の答弁では、かなり認識が薄いと思います。

ラグビー競技を継続したい子供がいるのですが、このような事例があります。確かに 15 人もしくは 7 人必要ですから、チームを組むには 1 校ではなかなか難しい状況があります。ところが、合同チームでもいいからやりたいという生徒がいても、校長が危ないからそういうのはやめておけと言っている実態があるわけです。まさに私の母校はそうでした。こういう危ない競技は、何かあったときに自分の責任になるから、そういうのはやめたほうがいいというのです。私はこれにかなりショックを受けました。これは、教育委員会の話ですけれども、これからラグビー県岩手を情報発信するに当たって、学校教育の問題とスポーツ振興とのほごまに横たわる非常に大きな問題だと私は思っております。どうも教育現場において、そこら辺のラグビー競技に対する見識、認識が非常に薄いのではないかと懸念していますが、その点についてはどのような所見ですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 教育現場のお話であるとお聞きしました。ラグビーもスポーツの一つで、それぞれ取り組む方々おりますので、スポーツは、やりたい、希望する方がいれば、希望するような環境づくりができるようにしてまいりたいと考えております。その辺りは、教育委員会とも意見交換しながら進めたいと考えております。

○飯澤匡委員 問題提起しましたので、これからしっかり働きかけをお願いします。これはラグビーに限らずだと思っております。どうも学校現場は、校長の指示に従って、右向け右みたいな形になってしまっていて、校長がかわると、クラブ活動の運営方針もがらっと変わるわけです。これでは、競技力の向上につながらないのです。せっかく中学校で非常に能力のある選手がいるにもかかわらず、高校に入ってラグビー競技を諦めてしまう。これは、県にとっても大きな損失だと思っております。その点について、しっかり認識して、今後教育委員会とも話し合っていていただいて、その途中経過も私は経過観察しますので、しっかりお願いしたいと思っております。

○斉藤信委員 スポーツ推進計画素案の報告があつて、私がこの際で通告していた中身もかなりこれにかかわることですので、この中で質問しますので、そのつもりで対応いただきたい。

素案の 2 ページ、4 のスポーツの意義ですが、スポーツ基本法では、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であるとしています。このスポーツ基本法の基本的な見地というのは、すごく

大事だと思います。やはりスポーツは、世界共通の人類の文化であり、同時に国民の権利でもあると思います。このスポーツの意義の徹底は、枕言葉にしないで施策の前提にすべきだと思います。

3ページのところでこう書いているのです。(5)、新型コロナウイルス感染症の影響の最後に、非常事態においても県民がスポーツの価値を享受できるよう、一層の力を入れてスポーツ実施の推進を図るべきことが認識されました。これは大事な指摘ですが、簡単ではない話だと思います。これはどういう趣旨でこの文章が入ったのか。具体的に非常事態の中でどのようにスポーツの価値を享受できるようにしようとしているのかをお聞きいたします。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 御承知のように、新型コロナウイルス感染症が広まって、人の集まりなどが制限されました。当部で所管するスポーツや文化についても、なかなか人が集まってスポーツや文化を楽しむことができなくなったのですが、再開したときにスポーツをすることで県民がスポーツを楽しむこと、スポーツから感動を受けることを感じて盛り上がりを見せる場面がありましたので、それらの対応をしていくという趣旨でこの部分を入れております。

○斉藤信委員 説明不足ですね。ここには非常事態においても県民がスポーツの価値を享受できるようにと書いているのです。大事なのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況です。今はインフルエンザも大変な感染状況になっています。だから、一律に規制するのではなく、やはり感染状況に応じて必要な感染対策を徹底しながら、可能な活動をしていくことが大事なのではないかと思います。これまで一律の規制なのです。そして、今は一律の規制がなくなったら何もなくなる。これもまた反動なのです。

新型コロナウイルス感染症にしても、インフルエンザにしても、今感染が急拡大している。インフルエンザでいいますと、1医療機関30人以上の警報レベルでしょう。こういうときには、やはり感染対策を徹底し、その中で可能な活動をやっていくという考え方をはっきりさせないといけません。一律規制や一律に規制除外の、どちらにも揺れているのです。私は、国の対応がそうなっているのではないかと思います。第9波のピーク時には、結局適切な対応がされなかった。私は大事な教訓だと思うので、この指摘しています。そこが大事なことではないかというのが私の提起でありますので、中身をよく吟味していただきたい。

4ページ目は現状と課題になっております。20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率ですが、平成29年よりも令和4年のほうが64.7%で僅かに上昇しているのですけれども、小学校5年生、中学校2年生では、2017年より全部レベルが低下しているのです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあったかもしれないけれども、それにしても20歳以上が上がっているときに、小学校や中学校の子供たちがこれだけ上げようとして下がってしまった。この問題をどのように分析されているのか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 小学校5年生、中学校2年生の標準以上の児童生徒の割

合が下がっているということでしたが、今齊藤信委員がおっしゃいましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校で集まって体育の授業がなかなか難しかったり、家庭においても、なかなか外出する機会がなかったために、子供たちの体力、運動能力が一時的に下がったものと認識しております。

今は行動制限等がなくなりましたので、それらを踏まえまして、またこの部分を上げていく取り組みが必要ではないかと認識しております。

○齊藤信委員 直接的な主な要因はそうでしょう。ただ、それでも20歳以上では上がっているのです。小、中学校ではくっと下がっている。だから、学校の体育のあり方ということもあると思うので、単純にしないで、やはりよく分析していただきたいと思います。

9ページから10ページですけれども、ライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進という基本的なところでは、調査の仕方が違うようではありますが、国と比べて県のレベルは、60代、70代の実施率も高くなっていますし、30代、40代は総体的に低いといっても、国のレベルよりはスポーツをやっている方々の比率は高い。ただ、共通しているのは、30代、50代の働く世代の実施率が低く、働く世代の運動習慣の確立が必要だと指摘しており、全くそうだと思います。やはり30代、50代は、仕事でも主力になっており、そういう点でいけば、職場の状況は大きく影響すると私は思います。生涯スポーツを考えたときに、こういう方々がしっかりスポーツや運動をすることで、もう本当に疲れ切ってリタイアするのではなく、仕事にも新たな意気込みで取り組めるのではないかと思います。この点についてどういう取り組みをしようとしているのか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 働く世代については、22ページから成人のスポーツ機会の充実ということで記載しております。これにつきましては、企業等と有機的な連携をして取り組みを進めていく必要があると考えております。県としてもスポーツ医・科学サポート事業の中で企業に健康づくりなどの研修等の講師もしくは外部講師を派遣しておりますので、それらも含めて成人のスポーツや健康づくりの取り組みを進めていく必要があると考えております。

○齊藤信委員 10ページのグラフで女性が2022年度はぐんと上がっているのに、男性が逆にぐっと下がっているのはどういうことでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 男性と女性の格差という御質問ですが、今後分析してまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 2022年度は少し極端なのです。女性がぐっと上がって、男性はぐっと下がるという部分について、ぜひ分析していただきたい。

12ページの取組の方向性の下から二つ目の丸ですが、スポーツ医・科学の知見に基づく県民の健康増進を効果的に支援するための拠点づくりに取り組みますとあります。この拠点づくりという意味について、私はこの際でもスポーツ医・科学センターの整備も含めて聞こうと思っていましたが、スポーツ医・科学の活用は、全体としてかなり強調されています。スポーツ医・科学センターの役割というのは、本当に重要だと私は思います。

実は、東日本大震災津波の前にスポーツ医・科学センターを運動公園に整備する計画があった。ところが、東日本大震災津波で被災し、凍結になり、凍結されたままなのです。達増知事は、今度のマニフェストでスポーツ医・科学センターの整備も打ち出しました。私は、時期的には大変大事な時期で、このスポーツ推進計画を推進する上でもやはり一つの拠点として、目玉になるのではないかと思います。この拠点づくりという意味とスポーツ医・科学センターの整備について、どのような検討をされているか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 スポーツ医・科学の知見に基づく拠点づくりについてでございますが、現在、スポーツ医・科学サポート事業を実施しており、その中で競技力向上と健康増進の関係の事業を進めております。斉藤信委員からお話があったように、希望郷いわて国体の開催に向けてスポーツ医・科学センターを建設する計画がありまして、東日本大震災津波の発生により凍結している状況でございます。

先ほど答弁したとおり、現在県営スポーツ施設のあり方を検討をしております。凍結しましたスポーツ医・科学センターにつきましても、その中で現在あり方を検討しているところでございます。まだ検討中ですので、方向性等はこれからになります。

○斉藤信委員 私が聞いたところ、スポーツ医・科学センターは、5人体制ということですので。秋田県や青森県などのセンターを設置している他県の例もありますので、この後お聞きします。中学校の部活動の地域移行や運動部活動の充実も18ページに提起されているのです。運動部の充実でもスポーツ医・科学に立脚した指導方法の習得や体罰の根絶に向けた各種研修会を開催するということです。中学校の部活動は、その競技の専門家が配置されているわけではないのです。だから、そういう意味では、中学校の部活動の指導者や担当者といった、言わば専門家ではない方々もやはりスポーツ医・科学の基本を身に付ける必要があります。もちろん体育の先生は、専門家だと思いますので、学校で中心になるのは体育の先生だと思います。ただ、体育の先生の中に牢固とした自分が体験した根性主義や成績主義のようなものがありますから、きちんとスポーツ医・科学に基づき子供たちの成長過程に対応した指導をすることは、すごく大事なのではないかと思います。これについてはどのように考えているのか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 今斉藤信委員からお話があったように、部活動指導におきましても、子供たちの発育段階等が年齢なり個人で違いますので、その発育段階に合わせた適切な指導が必要だと認識しております。その指導につきましては、きちんと根拠のあるスポーツ医・科学に基づく指導が大切だと認識しております。

○斉藤信委員 大変簡潔な答弁で、本当にわかっているのかという感じがするのですけれども、中学校の部活動は、ある意味初めて競技活動に参加する機会なのです。やはりそのときに成長過程に応じた基本がしっかり指導されることは、すごく大事なことだと思います。

例えば佐々木朗希選手は、今もずっと骨が成長しているのですよ。大谷翔平選手もそうでした。だから、今プロに入っても無理させていないのです。実は、大船渡高校時代から、

國保監督が筑波大学やアメリカにも行ってやってきたそういう指導を貰って、プロでもそういうことをやっている。これはある意味そういう専門家がいたから大成したと私は思っているのですが、そういうことでスポーツ医・科学の徹底は、大変大事なのではないかと思います。

19 ページの部活動の地域移行では、現在の国の方針も休日における地域の環境整備を着実に進めるということです。この間、数年間にわたって地域移行に係るさまざまなモデル事業も行われてきました。このモデル事業でどういう成果があり、今の段階で実際に地域移行を進める上での課題は明らかになっているのかを示していただきたい。そしてどのように進めるのかを示していただきたい。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 部活動の地域移行のモデル事業でございますが、令和3年度は、県教育委員会におきまして、岩手町、葛巻町がモデル事業を実施しております。令和4年度につきましては、今の2町に加えまして、大船渡市がモデル事業を実施しております。モデル事業につきましては、各市町におきまして、それぞれの地域の実情に合わせた地域移行やモデル事業を行うための協議会、検討会を設置しまして、地域の関係団体の御意見や、競技団体の協力を得ながら具体的に取り組むことができたことと認識しております。地域の理解を得たこと、御意見いただいたこと、競技団体の協力体制ができたことが一つの成果と捉えております。

一方で、モデル事業の実施に当たりまして、持続的な活動を続けるための指導者の確保や、他団体との重複時などにおける活動場所の調整などの課題が挙げられました。学校活動する場合は、指導者は教員、活動場所は学校のグラウンドや体育館でできましたので、その辺の確保や調整がなかなか難しいということですし、休日の練習場所等への移動手段的確保については、地域連携で中学校区を越える移動が出てくる場合もありますので、その辺が大変だという御意見がございました。また、市町やスポーツ協会などの地域移行の運営主体と学校の連絡調整が必要になってきますので、その辺も課題だと聞いております。

それらの課題を整理しながら、地域の実情に応じた地域移行を円滑に進めていく必要があると考えております。

○斉藤信委員 大船渡市の取り組みは私も見て、聞いてきました。私の世代と本当に違っていると思ったのは、大船渡市内の中学校は陸上部がないということです。私たちの時代は、陸上部があって、陸上の大会というと全校を挙げて応援した記憶があります。

大船渡市では、そういう中学校にない部活動、特に陸上などは、市内すべての中学校から集まって、専門の指導者から指導を受けるということです。やはりこれは陸上をやりたいという子供、生徒にとっては、大変大事な意義があるし、今生徒が減少して、やりたいクラブが自分の入学している中学校に必ずしもあるわけではない。だから、そういう意味でも地域で自分がやりたい活動が保証されることは、大変意義があるのではないかと思います。ですから、学校対抗という枠を越えた大会のあり方はもう検討しなくてはならない。

もう一つ、休日の部活動の地域移行ですが、公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引きでは、休日の1日は休み、週2日は休養日にしようとなっているのです。これはスポーツ医・科学の見地から、このほうが効果あるのだということです。また、学業との両立という点でも私は大事な考え方だと思うのですが、やはり地域移行と部活動の改善が矛盾しないように、統一して取り組まれるべきだと思いますが、その辺はどう現状をつかみ、受けとめているでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 地域移行と部活動の取り組みについてですが、やはりアンケートを取った場合に、部活動と地域移行で指導者がかわったり、指導方法が若干相違しているという声も聞こえてまいります。進めていく上で、その辺も含めて地域のニーズを聞きながら、どういう対応ができるのか検討していかなければならない部分だと認識しております。

○斉藤信委員 最後に、トッププロスポーツと連携した市場開拓やスポーツビジネスの創出というところにかかわって、今一つの課題になっているのがJ2対応の競技場の整備です。これは前にも聞いたのですが、いわぎんスタジアムは盛岡市の競技場です。だから、基本的には盛岡市が岩手グルージャ盛岡とよく協議して、県がどのようにそこにかかわるのかだと思います。だから、私はプロセスが大変大事なのではないかと思います。やはり岩手グルージャ盛岡と実際に競技場を持っている盛岡市がこれについてどう対応するかが本来は基本であって、そことのかかわりで県がどのように関与するのではないかと思いますけれども、そういうプロセスや今の協議の状況と、県がどのような形でかかわっているかを示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 岩手グルージャ盛岡のホームスタジアムの整備についてでございますが、斉藤信委員からもお話がありましたように、岩手グルージャ盛岡からホームスタジアムであるいわぎんスタジアムの設置者である盛岡市に対しまして、BグラウンドをJリーグのスタジアム基準に満たす改修を行う提案がなされていまして、現在盛岡市において対応を検討しているところでございます。

あわせて岩手グルージャ盛岡の提案には、県から市に対する財政的支援も盛り込まれておりますので、岩手グルージャ盛岡と市において具体的な改修計画をしっかりと検討していただきまして、盛岡市と相談しながら県としてどのような支援ができるのかを検討していく考えであり、現在はそういう状況でございます。

あわせて岩手グルージャ盛岡がスタジアム整備に向けた協議委員会を立ち上げておりますので、その中に盛岡市と県の担当者がオブザーバーで参加して、整備に向けた意見交換を行っているところでございます。

○斉藤信委員 来年の5月の整備計画を提出しなくてはならない期限もあるということなので、私はやはり今競技場を持っている盛岡市がしっかりと岩手グルージャ盛岡の提案をどのように受けとめて対応するかだと思います。やはり主体は盛岡市だと思うので、県もお客様ではないと思うのだけれども、そのようにやるべきだと思います。

以前の文教委員会でも指摘したのだけれども、残念なことに知事選のときに岩手グルージャ盛岡は知事選に関与してしまった。一方の候補を試合で挨拶させたり、後援会の決起集会で今の県政を批判するということがあったのです。私は、スポーツ団体がこんなことやるべきではないと思います。やはり政治に対する介入です。選挙の結果を受けて、謝罪の挨拶などは何かありましたか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 岩手グルージャ盛岡側からおわびがあったかどうかについてですが、私たちでは承知しておりません。

○斉藤信委員 では、指摘だけにとどめておきます。本当に盛岡市にも、県にも支援をお願いするというときの前提として、知事選への対応はどうだったのかということは、しっかり私ははじめをつけるべきだと思います。

○工藤大輔委員 今回のサッカー場の関係で確認なのですが、県にも県営サッカー場がありますけれども、その県営サッカー場の今後のあり方と今回の岩手グルージャ盛岡のホームスタジアムの整備も関連性が出てくるかと思えます。というのも、野球場については県と盛岡市で進めたということがありますし、県にも県営のサッカー場があるとなれば、盛岡市が所管する今のスタジアムの関係ともどのようにやっていくかということも、そういった会議の中で議論になっているのかどうか。また、来年5月に岩手グルージャ盛岡のスタジアム整備計画の提出となると、方向性を示す場合に、期日が合わなくなるかと思うのですが、それらについてはどのように考えているのかお聞きします。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 Jリーグへのスタジアム整備計画の提出期限でございますが、当初は令和6年6月が提出期限となっております。まだJリーグから正式に御連絡が来たわけではないようですが、岩手グルージャ盛岡側では、1年延長するというところで確認しているということでございます。

そういう前提で今あり方検討をしているのですが、現在の県営運動公園にはコートが二つございます。その二つにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、利用状況、施設の状況、市町村の施設の状況、大会の状況等を踏まえまして検討を進めているところでございます。岩手グルージャ盛岡の施設整備は、今の時点では、市の施設整備に県が支援をするという形になっておりますので、それとは別に検討を進めたいと考えております。

○工藤大輔委員 それは、岩手グルージャ盛岡の検討とは全く別に県営のサッカー場のあり方をどうするのかは、サッカーだけではなくて、ラグビーでも使われていると聞いていますので、それらの活用の仕方も勘案しながらも、当然サッカーの施設を新しくつくるのか、あるいはそちらに乗るのかということも含めての検討だという認識でいいですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 岩手グルージャ盛岡のスタジアム整備については、これから具体の検討が進む段階ですので、今の時点では、県営のサッカー場、ラグビー場としてのあり方を検討しており、工藤大輔委員がお話になったように検討している状況でございます。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、委員の皆様からこの際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤教育長 教育委員会審査の冒頭、大変恐縮ではありますが、上原康樹委員長のお許しをいただき、11月20日に行いました教職員に対する懲戒処分について御報告とおわびをさせていただきますと存じます。

まず、懲戒処分の概要ですが、本年7月に部活動指導中に生徒に対して行ったわいせつ行為に対しまして、高等学校の教職員を懲戒免職処分としたものであります。また、本年4月から6月にかけて児童に対して暴行や不適切な言動をした小学校教諭及び本年7月に生徒に対し不適切な言動をした中学校教諭をそれぞれ戒告処分としたものであります。

現在県教育委員会を挙げて再発防止「岩手モデル」の検討を進めているさなかにもかかわらず、こうしたわいせつ事案や児童生徒への暴行、暴言などの悪質な事案が発生するなど、依然として不祥事の根絶に至っておらず、教育に対する県民の皆様のご信頼を大きく損ねる事態を招いていることは、誠に遺憾であり、慚愧に堪えない思いであります。

令和4年4月には、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行され、本年10月にも子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くためにと題した文部科学大臣メッセージが公表されたばかりであり、今回の処分に合わせ県立学校長や市町村教育委員会教育長に対して全ての教職員が必ずそのメッセージや法律等を熟読するように徹底すること、国が作成した研修用動画等を活用した研修を必ず実施すること等について強く指示したところであります。

また、児童生徒への暴力や暴言の根絶に向け、過去の不適切な言動等により処分等を受けた事例やこども基本法や子どもの権利条約の概要などをまとめ、令和5年1月に通知した児童生徒に対する体罰、暴言等の根絶に向けた所属内研修の実施についてを活用し、繰り返し所属内研修を実施するよう取り組みの徹底を図ったところであります。

こうした事態を深刻に受けとめ、学校、県教育委員会が一丸となって教職員一人一人の意識改革と不祥事を許さない職場風土の醸成に取り組み、県民の皆様のご信頼回復に全力を尽くしていく所存であります。

このたびは大変申しわけございませんでした。

○上原康樹委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係第3条第3表債務負担行為補正中追加中5、議案第21号岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第22号岩手県立図書館（運営業務）の指定管理者を指定することに関し議決

を求めることについて、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 私からは、教育委員会所管の議案第1号の予算議案について御説明申し上げ、議案第21号、議案第22号の岩手県立図書館の指定管理者の指定関連議案につきましては、後ほど担当の課長から御説明申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の10ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費の1項教育総務費から7項保健体育費までの合計13億713万1,000円を増額しようとするものでございます。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の66ページをごらん願います。10款教育費、1項教育総務費の1目教育委員会費及び2目事務局費は、教育委員会事務局職員の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであり、3目教職員人事費は、教育委員会事務局職員等の給与改定に伴う人件費及び退職手当について。また、4目教育指導費は、在学青少年指導員や特別教育支援員等の給与改定に伴う人件費。5目教育センター費は、総合教育センター職員の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものでございます。

1ページ飛ばしまして、68ページをごらんください。2項小学校費から次の69ページの3項中学校費、次の70ページの4項高等学校費、さらに次のページ、71ページの5項特別支援学校費まで、いずれも教職員等の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものでございます。

次のページ、72ページに参りまして、6項社会教育費及びその次の73ページ、7項保健体育費は、社会教育関係職員及び保健体育関係職員に係る給与改定に伴う人件費について補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。議案（その1）にお戻りいただきまして、13ページをごらん願います。第3表、債務負担行為補正、追加の表中、教育委員会関係は、一番下の事項欄5、指定管理者による図書館運営業務であります。これは、令和5年度から翌年度以降にわたって行われる岩手県立図書館の指定管理者による運営業務について、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額を8億8,500万円として債務負担行為を設定しようとするものであります。

予算関係の説明は以上でございますが、引き続き岩手県立図書館の指定管理者の指定に關係して担当の課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○**小澤生涯学習文化財課総括課長** 教育委員会関係施設の指定管理者の指定に関する議案について御説明申し上げます。

教育委員会関係施設は、議案（その2）の91ページ、議案第21号県立図書館維持管理

業務、92 ページ、議案第 22 号県立図書館運営業務となります。

初めに、議案第 21 号岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

資料の 1 ページをごらんください。岩手県民情報交流センター——アイーナに設置されている岩手県立図書館の維持管理業務の指定管理者につきましては、同じくアイーナに設置されております県民活動交流センター及び岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者と一括して環境生活部において公募したものであります。1 の提案の趣旨についてであります。県立図書館の維持管理業務につきましては、平成 6 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の指定管理者候補者の概要であります。1 の指定管理者候補者の名称は、結グループ。構成は、株式会社 N T T ファシリティーズ、株式会社めんこいエンタープライズ、鹿島建物総合管理株式会社、一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会、岩手県ビル管理事業協同組合の 5 者となっております。

2 の指定の期間についてであります。令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

資料 2 ページをごらんください。次に、3 の指定管理者候補者の選定経緯についてであります。1 の選定・評価委員会の概要は、指定管理者候補者の選定及び運営業務の評価を行うため、有識者によるいわて県民情報交流センター（アイーナ）指定管理者選定・評価委員会を開催し、募集要項の審議、最優秀提案者の選定を行ったものであります。

2 の選定方法及び経過、及び次ページの 3 の応募団体数についてであります。6 月 15 日に募集要項を公表し、結グループ 1 者からの応募があったことから、資格審査等の 1 次審査、2 次審査を経て 9 月 27 日に同委員会においてヒアリング等の審査を行い、10 月 10 日に県において指定管理者候補者の決定を行ったものです。

4 の指定の理由についてであります。現行の指定管理者として、これまで積み重ねたノウハウや委員会が行った助言を基に業務運営を適切に行っており、今後も実績を踏まえた質の高いサービスの提供と施設の管理運営を安定して行う能力を有していると認められるため、指定管理者候補者として選定したものであります。

4 のその他についてであります。冒頭で御説明申し上げましたとおり、本議案の岩手県立図書館の維持管理業務の指定管理者につきましては、県民活動交流センター及び岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者と一括して公募したものであります。指定管理者の指定についての議会の議決は、公の施設ごとに必要であることから、議案をそれぞれ提案しているものであります。

次に、議案第 22 号岩手県立図書館（運営業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

資料 1 ページをごらんください。初めに、1 の提案の趣旨についてであります。県立

図書館の運營業務につきましても、令和6年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の概要についてであります。が、(1)の指定管理者候補者の名称は、株式会社図書館流通センターであります。

(2)の指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者の選定経緯についてであります。が、(1)の選定委員会の概要は、指定管理者候補者の選定を行うため、有識者により構成する教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会を設置し、募集要項の審議、指定管理者候補者の選定を行ったものであります。

資料2ページをごらんください。(2)の選定方法及び経過及び(3)の応募団体数についてであります。が、8月4日に募集要項を公表し、株式会社図書館流通センター1者からの応募があったことから、9月22日に同委員会で書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を行い、10月10日に県において指定管理者候補者の決定を行ったものです。

(4)の指定の理由についてであります。が、現行の指定管理者として適切に運営を行っており、来館者のニーズに応えるための各種行事の工夫や広報、企画展の充実に取り組むとともに、より質の高いサービス提供を目指すための研修体制が充実している点から、今後も適切な運営が期待できるため、指定管理者候補者として選定したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 私からは、岩手県立図書館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて伺います。維持管理のほうでは管理運営計画書の58ページ、運営等については申請団体事業計画書の62ページに職員配置計画書があります。今回の人事委員会勧告に基づいて県職員の給料が増額になっておりますけれども、職員の皆様方にはどのように反映されているのかのみお聞きしたいと思います。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 人件費についてであります。が、県では人事委員会勧告給与モデル等で公表している職位や職務内容ごとの年間給与額を参考に所要額を積み上げております。今回指定管理者から出されております計画におきましても、配置計画において増額されていることから、適切に計画されているものと認識しております。

○小西和子委員 維持管理業務の管理運営計画書の50ページでございますけれども、アルバイト1時間当たりの賃金が960円、清掃サポートスタッフも950円となっておりますけれども、これが増額した金額だということなののでしょうか。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 今回参考にした人事委員会勧告は、昨年度の勧告に基づいておりますので、今年度のもは反映されていない状態でございます。

○小西和子委員 ということは、今物価上昇で皆さん大変困窮しているわけですが、

今回の人事院勧告に基づくものについては、来年度しか反映されないと捉えてよろしいでしょうか。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 指定管理者の指定につきましては、指定期間の委託期間において同額で指定を求めているものですので、基本的には上昇を想定しているものではないのですが、物価上昇や人事委員会勧告については、指定管理者と協議の上、変更することができる規定にはなっております。

○小西和子委員 この物価上昇は、今までにない物価上昇なわけですが、やはり協議をして、物価上昇とか人事委員会勧告に基づく賃金の上乗せを協議していただきたいと思います。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 今回の物価上昇については、小西和子委員御指摘のとおりでございます。これは個別の案件ではなく、全庁的な問題として捉えておりますので、指定管理者に対する対応につきましては、今後全庁的な検討課題としてまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 それでは、議案第22号についてお聞きします。今回応募された会社は、従前も委託をされていた会社でありまして、その運営、業務内容自体が高く評価されていたという資料もいただきました。

まず、管理運営体制についてお伺いしますが、県立図書館は、指定管理者として当該株式会社図書館流通センターに委託をされているわけですが、岩手県もその管理運営については関与しているわけでありまして、館長、副館長については、岩手県の人事配置でされているということですが、その点についてまずお聞きします。

○大森教職員課総括課長 館長、副館長、事務職員7名、合計9人が県職員として配置をされております。

○飯澤匡委員 県の人事に従って人事異動もあるわけですが、運營業務については、指定管理を任された株式会社図書館流通センターに任せるにしても、私が懸念するのは、要するにこういう専門的知識や、これから情報発信という意味において、図書館の果たすべき役割というのはどんどん拡大して行って、今まで培ってきたバックグラウンド以上のものがだんだん求められてくること。県の人事ですと2年か3年で館長、副館長が入れかわっていく。そうなると、トップが変わることによって運営管理の方針等が変わっていく可能性がある。このことについてどのような問題意識をお持ちでしょうか。問題ないと言うのでしょうかけれども、私はそういうことを懸念していますが、現場からそのような運営について教育委員会に何か声が上がっているかお聞きします。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 県の職員と指定管理者とでは、毎日運営日誌等の回覧で情報共有しておりますし、週に1度部門長同士での打合せや、月に1度館長同士の会議を行っております。運営についてはそれらで情報共有しながら進めているところですが、図書館の運営方針は、館長の交代ごとに変えているわけではなく、大きいところでは、指定管理期間の今5年ですけれども、おおよそその期間に合わせてさまざまな状況等を把握し、指定管理者とも相談しながら県の主導で基本方針を決定していると承知しております。

ので、恐らく委員が懸念されているような二、三年でころころ方針が変わるというようなことはないのではないかと考えております。

○飯澤匡委員 それでは、県がここに管理運営の根幹的事項、館長、副館長を県職員に置くという意義は、どこにあるのかを明らかにしてください。

○大森教職員課総括課長 お答えになるかわかりませんが、ことし新たに館長を置きましたけれども、この館長につきまして、令和元年度から4年間、文部科学省の総合教育政策局の男女共同参画共生社会福祉・安全課において安全教育調査官として勤務した、国の防災教育の充実に向けた防災教育のエキスパートの方でございます。加えて言いますと、平成22年3月まで釜石市立釜石東中学校に勤務されて防災教育に従事された経験もございます。

岩手県立図書館におきましては、本年11月に東日本大震災津波や防災を含む今日的な課題について児童生徒やグループによる学び、探究等を支援するための防災、震災等の学び合いのスペースとしてI-ルームを開設したところでございます。震災の教訓を後世に引き継ぐ情報発信、復興教育の拠点として昨年度から震災関連資料コーナーも設置しているところでございます。

こうしたI-ルームの開設、運営や、震災の教育を引き継ぐ活動の充実を図るということで防災教育に精通した森本氏をこれまで培った経験を基に図書館の機能強化に手腕を発揮していただくことを期待して図書館長として配置したものと考えています。

県教育委員会の方針、県立図書館のありようを具体的に実現していただくには県職員の館長あるいはそれを補佐する副館長を置くのが適当だということで配置をしていると承知しております。

○飯澤匡委員 森本氏については、じかに私も株式会社図書館流通センターの統括責任者の方からお伺いもして、非常に今良好な形でやっております。何ら問題ないというお話も聞いております。

しかしながら、時としてこれが人事異動の温床になって、その機能が停止をするということも考えられるわけですが、その点についての危機管理をどのように考えていますか。

○大森教職員課総括課長 飯澤匡委員御指摘のとおり、人事異動がプラスに働く場面、マイナスに働く場面というのはあり得ると思っておりますので、そういったことがないように、今後とも適材適所で、適任の方を配置できるように人事異動の全体の過程の中で取り組んでまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 この指定管理者については、全国でも大変実績があり、岩手県とは少し規模が違いますが特に市立や区立で管理運営もされている。ただ、管理運営も逆に一体化することによって、そういうメリットもあるのではないかと私は感じているところです。現時点での問題点はないようでありますけれども、図書館の運営については今二元体制でやっていて、この組織図を見ても、常時協議、報告をしている状況にあるわけですが、最も懸念するのは、館長、副館長については、司書等の資格を有していない方が来るわけです。

から、新しい方が来ると、また一から説明しなければならないということ。そして、権威を振りかざして、私が館長だからこのような方針でやっていくという方が来ないとも限らない。私はそれを最も懸念するわけです。

今回運営については、株式会社図書館流通センターがなさるということに、私は全く異議がありませんが、今後発展的に県民にとって開かれた図書館にする、そして情報発信をしっかりとっていくという意味においては、古代エジプト時代から図書館というのは、文化の発信地として大変重要視されていることですから、さらに機能強化を果たしていかなければならないという観点に立った今回の質問でございました。その点については、佐藤教育長はいかなる見識か示していただきたい。

○佐藤教育長 図書館の指定管理及び運営についてのお尋ね及び御意見を頂戴いたしました。図書館は公の施設ではありますが、やはり社会教育、生涯学習、学校教育にも関連する極めて重要な、まさに文化の発信地ということで今飯澤匡委員からもお話がございました。ますます機能強化に取り組んでいく必要があると思っております、先ほど館長のお話でございましたが、この館長は、全国で防災の講演をされておりましたが、今回I-ルームをあわせて設置することができたということで、これは大いに活用していきたいと考えております。また、飯澤匡委員御懸念の人事異動については、やはり極めて重要なポイントと考えております。私は、現館長や前館長にもかかわってきております。確かに図書館のプロパーの職員ではないのですが、マネジメント力に優れて、対人関係も良好にこなす方が来ておりますし、それを支えるスタッフは、主任主査以下で6年という職員もおりますし、相当程度司書資格を取ろうということで充実してきておりますので、そういう方向性を今後もしっかり維持できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 今の館長については、先ほど来申し上げられておりますようにI-ルームの開設など、運営側にとっても観点が行き届かない点までやっていただいているということで非常に評価を得ているという話は聞きました。

ですが、私も高校時代、小、中、高と教育を受けましたけれども、さまざまな校長先生がいて、その都度学校の方針が変わったりしていることも経験していますので、有為な人材の配置については、より気を配って、現体制が恒常的にいいかどうかも含めて常時検討していただきたいと申し上げたいと思います。

最後に、県民にとって使いやすい図書館であるのかという一般的なモニタリングについては、どのようなことをしているかお伺いいたします。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 モニタリングにつきましては、3カ月置きに要求水準書を基に評価しております、指定管理者からの自己評価を基に聞き取りをしながらモニタリングし、評価しております。特に優れている点等につきましては、継続して充実をしてもらっておりますし、不適となったものについては、私が知り得ている限りでは承知しておりません。

○飯澤匡委員 外部からのモニタリングという点についてお聞きしたかったですけれど

も、自己評価は誰でもできるのではないですか。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 利用者アンケートにつきましては、来館者からのアンケート、さらに既来館者アンケートを郵送して回答いただく形で実施しておりまして、それにつきましても、図書館協議会での議題に取り上げたり、また年度末に実施する実績報告書の中で、そのアンケート内容についても評価をしております。

○上原康樹委員長 質疑は続きますけれども、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 最初に、給与改定についてお聞きいたします。

先ほどの説明では13億713万1,000円という補正予算でありましたが、給与改定分は、そのうち幾らなのか。

もう一つは、1人当たりの給与改定額を、教員の場合、職員の場合、非正規職員の場合、再任用の場合、それぞれ示してください。

○古川予算財務課長 給与改定の状況でございます。先ほど説明させていただきました補正額13億713万1,000円は、全て給与改定の影響による額でございます。

職員1人当たりの影響額についてでございますが、常勤講師などを含めた職員では、職員は約10万1,000円の改定でございます。そのほか非正規、会計年度任用職員を合わせた、いわゆる会計年度任用職員の影響額は6万2,000円となっております。

○大森教職員課総括課長 恐れ入りますが、人事委員会を出しているモデル給与は行政職給料表適用者のみでありますので、教員の分ということで、再任用や講師の分は手元に資料がございませんけれども、対象職種として2級、これは教諭、養護教諭、栄養教諭、特2級、指導教諭、指導養護教諭、主幹教諭になりますが、この対象者7,727名になります。補正額をこの対象者数で割り返した粗い試算でございますが、増額幅が1人当たり9万4,761円となっておりまして、おおよそ9万5,000円程度の増額になるものと承知しております。

会計年度任用職員の部分でございますが、これは各課で任用しておりますけれども、参考までに教職員課で任用している分について何か所かお話ししますと、小中学校に置いていますスクールサポートスタッフでございますが、年間1,050時間という勤務時間数となっております。この者でいいますと、改正前の手当も含めた年額は146万274円だったものが、155万2,162円ということで約9万1,000円から9万2,000円程度の増でございます。

また、高等学校や特別支援学校に障がい者雇用ということで配置している校務補助員の方は、週30時間で、年間で大体1,560時間ということで、先ほどとはもとのベースが違いますけれども、年額でいきますと、改正前が210万4,206円が改定後は223万5,771円で13万1,000円程度の増額と試算しているところでございます。

○**斉藤信委員** 職員全体で見ると 10 万 1,000 円の増額ですが、教員の場合は約 9 万 5,000 円とのことですが、教員の場合、何で下がるのですか。

また、文化スポーツ部で聞いたときに、職員は 1 人当たり 10 万 4,000 円、会計年度任用職員は 12 万円だということです。先ほどの答弁だと、会計年度任用職員は 6 万 2,000 円ですよ。半分なのですけれども、なぜ教育委員会の会計年度任用職員の引き上げ額がこんなに低いのですか。

○**古川予算財務課長** 会計年度任用職員のほうが低い理由でございますけれども、まず一つは、今年度につきましては、現在、勤勉手当の支給がないため、期末手当のみの差額支給となっていることから、この部分が大きな要因となっているものでございます。また、教育委員会はさまざまな職種の会計年度任用職員が配置されておりまして、一般行政職との単純な比較は少し難しいのですけれども、それぞれの適用給与の改定差額を積み上げた結果、こういった形の補正額となったものでございます。

○**大森教職員課総括課長** 先ほどの粗い試算で 9 万 5,000 円程度という話でしたが、人事委員会のモデル給与を見ますと、例えば 18 歳の方で年額が 21 万 3,000 円の増、40 歳主査級ですと 6 万 6,000 円ということで、若年層により配慮した給与改定になっておりますので、教員は全体的に事務職に比べると給料のもともとの単価が高いことと、年齢層が高いというところが理由かと思っています。

会計年度任用職員につきましても、いわゆる事務補助につきましては、行政職給料表の 1 の 25 という、比較的若い層の給与をベースに単価を設定しています。別に教員免許のある方、例えばすこやかサポートスタッフや、学校生活サポートスタッフなどですと、教員免許の資格がある方ということで教育職給料表をベースにしておりますので、もともとの単価はそちらのほうが高いのですけれども、行政職よりは教員のほうが上がり幅が低い傾向にあると認識しております。

○**斉藤信委員** わかりました。平均 0.1%で、若い方々が 8%から 6%上げていますから、全体とすればさっき聞いたように、本当に僅かな引き上げになったということだと思います。

次に、県立図書館の維持管理業務についてお聞きいたします。これは、結グループなのですけれども、最後のページに職員の配置数を書いています。正規職員 32 名、非正規職員 19 人プラスサポートスタッフです。非正規の比率がかなり高いのです。そして、非常勤職員 7 名は 1 日 8 時間、243 日ですからフルタイムですが、時給で 1,063 円です。賃金総額は 193 万円になっていますけれども、これは一時金を全部含めても 200 万円を切っています。非正規の比率が高いということと、やはり非正規の賃金水準が全体として低いのではないかと。これを見ると正規も決して高くないのです。人件費は、指定管理でかなり抑えられているのではないかと。収支計画表を見ますと、1 年目から 5 年目まで収入は全部同じなのです。こうなると、毎年度給与が上がらない計画になります。この考え方として県職員が賃上げされたものについては是正するという契約になっているのか、なっていない

のかについてお聞きいたします。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 指定管理者の人件費につきましては、上限額算定時点での最新の人事委員会のモデル給与を参考にして積算しております。今後の人事委員会勧告等を参考とした取り扱いについては、全庁的な動向に応じて検討してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 私は、契約について聞いているのです。そういう契約の条項があるのかどうかです。収支計画は5年間収入も変わらない、人件費も変わらないとあなた方に出ているわけだから、これで契約しているわけでしょう。だから、県職員の賃上げに準じて上げるというような契約の条項があるのかを聞いています。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 指定管理者の給与につきましては、無期、有期ともに指定管理者において上限額の範囲内で、その裁量において適用いただいているものと認識しており、条項はございませんので、その範囲内で調整いただくことになっております。

○斉藤信委員 だったら上がらないではないですか。そういうことでもいいのか。そもそも賃金水準が低い。正規職員も低いですが、非正規職員はもっと低い。非正規職員のフルタイムで年収200万円いかないのだから。

こういうことでもいいのかということです。県の施設の維持管理に当たって、ワーキングプアをつくっている。やはりこういう低賃金構造は、本当に県から正していかなければならないのではないのか。私たちは、県にかかわる非正規職員を含めて、せめて最低でも時給1,500円に引き上げるべきだと考えます。時給1,500円というのは、手取りで20万円を確保できる額なのです。

イギリスは、最低賃金を来年4月から2,100円にするのです。ドイツ、フランスは1,800円、1,900円ですから、日本の2倍です。今世界はそういう流れになっていて、今国政でも、地方政治でも賃上げが最大の課題の一つになっているときに、やはり国や県が率先してワーキングプアをなくしていく、賃金水準を上げていくということが必要なのではないかと思います。

佐藤教育長に聞きます。そういう低賃金構造を温存したままの指定管理でいいのか。これ、このままだと上がりませんよ。

○佐藤教育長 特に非正規職員の賃金水準が低いのではないかとのお尋ねでございます。この結グループは、令和元年度の実績と、今回の令和6年度の計画の状況を見ますと、非正規職員については、当時913円だったものが今回966円と上がっていると理解しております。人件費につきましては、基本的に県において業務を実施する場合における必要な人数と費用の積算ということで行ってございまして、県人事委員会給与勧告モデル等で公表している職員や職務内容ごとに年間給与額を参考に所要額を積み上げているものでございます。指定管理制度の範囲内でこういう手当てをしていると認識しております。

○斉藤信委員 そうすると、もう低賃金構造を変える気はなく、指定管理の職員は5年間賃金が上がらないということですか。実際にこの5年間もそうだったのですか。特に県が

上がったときに、補正した実績はあるかないか。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 指定管理者からの収支計画によりますと、令和元年度は、人件費総額が2億3,000万円余となっております、令和4年度におきましては2億3,500万円余となっておりますので、指定管理者の収支計画の中では、人件費が上昇しております。

○斉藤信委員 あまりこれで時間を取りたくないのですけれども、収支計画は、恐らく前期も毎年同じだったと思うのです。それが違っていたのですか。上積みの財源はどこから出たのですか。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 県との債務負担での額は変わっておりませんが、職員体制の中で離職者など、さまざまな年齢構成等の変動があつて、その中で増額分を賄つたと認識しております。

○斉藤信委員 人が減れば1人当たりが上がるということはあるけれども、先ほど総額として上がったと答えたのだから、それは少し違うのではないか。総額は変わらないけれども、人が減つたために1人当たりの賃金が上がりましたというのならばわかるが、少しかみ合わないのではないのでしょうか。契約条項にもないし、賃金を上げていく保証がないわけだから、これは改善をすべきではないかと指摘しておきます。

結グループの職員配置計画では、非正規の比率は約37%です。4割近くが非正規です。全体として低賃金なのだけでも、その中でも特に年収200万を割る非正規が4割を占めていていいのかということを指摘しておきます。

次に、図書館の運營業務であります。私がいただいた図書館の運營業務の収支計画書もやはり同じなのです。年間1億7,632万円が5年間ずっと続く形になっています。人件費の総額もほとんど同額で推移しております。職員配置計画を見ますと、正規が24人、非正規21人なのです。実に非正規46%です。驚くべき状況ではないか。

この事業計画書を見ると、職員の70%は司書資格を持っていると書いているのですが、これは本当でしょうか。全体の人数は45人になるのですけれども、7割が司書資格を持っているのか確認いたします。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 45名の職員中34名が司書資格を有しており、その割合は76%であります。

○斉藤信委員 正規が24人で非正規が21人なのですが、司書の資格を持っている職員の内訳はわかりますか。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 今年度の状況ですけれども、正規24名中21名が正規の有資格者でございます。非正規の有資格者は21名中13名です。

○斉藤信委員 私は76%の職員が司書資格を持っていることは評価をしたい。しかし、非正規の21人のうち13人は司書資格を持っていても非正規なのです。非正規比率が46%というのは、全国的に見ても実に高いのです。

先日の全国図書館大会岩手大会2023に私も参加して、報告を聞いてきました。佐藤教育

長が実行委員長でしたか。報告の中でも、やはり全国の図書館の職員が指定管理や民間委託になったり、待遇が大変悪化しているという報告がありまして、分科会の報告でも全国的には非正規職員が 36%に及んでいるということです。それと比べても岩手県立図書館の非正規の比率は高いです。46%ですから。資格を持っていても非正規、全体としても非正規の割合が高いというのはどういうことなのか。

もう一つは、この職員配置計画の中で賃金を書いているのですけれども、賃金総額 290 万円になっていますが、これは一般職員、正規も非正規も同じなのです、290 万円。しかし、対象外諸手当も入れた額です。対象外手当を入れた賃金総額は普通はないと思います。これは一時金や通勤手当を含めた額になります。こういう計画書はないのではないですか。ほかのところはきちんと書いていますよ。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 まず 1 点目、資格があっても非正規が多いことについてのお尋ねでございますけれども、要求水準としては、部門ごとの責任者以上については、司書資格を条件としておりますけれども、窓口スタッフについては、奨励するという形にしております。ただし、指定管理者候補者の株式会社図書館流通センターについては、社内においても資格取得の研修等を奨励しており、資格者の増に努めているところであります。

また、次期指定管理者候補者については、過去 5 年間で延べ 23 名の有期雇用職員を正規職員に採用しており、待遇改善には積極的に取り組んでいると認識しております。

○斉藤信委員 これから 5 年間の指定管理の収支計画と職員配置計画を出しているわけです。改善していたら、今のこういう配置にはならないでしょう。これから 5 年間この体制なのです。有期の職員を正規にしていたら、この数が変わるわけではないですか。46%も非正規という体制でやるのです。前はもっとひどかったということですか。

○佐藤教育長 正規、非正規の職員の状況でございますが、先ほど小澤生涯学習文化財課総括課長から過去 5 年間で延べ 23 人の有期雇用職員を正規職員に採用したという答弁でしたが、斉藤信委員がおっしゃるとおり、令和 6 年度の計画は正規が 24 名、非正規が 21 名でございます。これは過去数年間で改善されてきておりまして、平成 30 年度は正規が 13 人、非正規が 34 人でした。これが翌年令和元年度には正規 18 人、非正規 28 人、令和 2 年度は正規 22 人、非正規 22 人、ここで同数となり、令和 3 年度は正規 26 人、非正規 20 人、令和 4 年度は正規 27 人、非正規 18 人、令和 5 年度は正規 24 人、非正規 21 人ということで、確かに現状でもまだまだ努力が必要ではありますが、株式会社図書館流通センターが、まず司書資格を持った優秀な職員を雇用して、それを正規に任用していく取り組みをしてきているのは、今申し上げたとおりでございます。

○斉藤信委員 改善されてきた結果、46%が非正規ということが異常ではないかと思えます。さっき言ったように、この間岩手県で開催された全国図書館大会で、図書館職員の待遇問題は、やはり重要な課題として提起されていて、全国では悪化してきて非正規が 36%だということです。岩手県がその上に行くような話ではおかしいのではないかと。今までも

っとひどかったという話にしかない。

これは、指定管理者の責任というよりは、やはり委託料を低く抑えている県の責任なのだと思うのです。都道府県立の図書館は、直営、指定管理、業務委託などがあると思いますが、全国の状況はどうなっているのか。少なくとも司書資格を持っている専門家の方々を、正規職員として雇用できるような待遇に思い切って改善すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 全国における指定管理者制度の導入状況についてであります。令和4年度に調査した令和2年度の実績になりますけれども、47都道府県で7、館数でいいますと58館中8館が導入されておりまして、本県以外の7館におきましては、施設の維持管理やホール貸し出しなどの業務でありまして、運營業務について指定管理を行っているのは、本県のみでございます。

○斉藤信委員 あとは直営ですか。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 はい、ほかは直営です。

見直しについてですけれども、平成18年度から民間活力によりサービスの向上と経費削減等を目的としてこの制度を導入しておりまして、民間事業者の特徴を生かした質の高いサービスが提供されていることから、自主的な取り組みや柔軟な企画、発想等を促しやすい現在の指定管理者制度を今後も継続してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 終わりますけれども、都道府県立でいけば58館中8館だけが指定管理で、ましてや運營業務をやっているところは岩手県だけだということ、やはり考え直すべきなのだと思うのです。私は図書館の運営がどうかということまできょうは立ち入って分析してきていませんから、中身まではわかりませんが、どんなにいい仕事をして、46%も非正規で低賃金ではだめです。そういう意味で、この指定管理者制度を本当に根本から見直す時期に来ていることを述べて終わります。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

○斉藤信委員 やはり指定管理者の職員の待遇が極めて厳しいものがある。これは、指定管理者制度に基づく弊害なのだと思います。

都道府県立の図書館でいえば、指定管理しているのは58館中8館だけで、運營業務まで指定管理をしているのは岩手県だけだということですから、都道府県立図書館としてのあり方、職員の待遇という問題は、やはり根本から検討すべきだという意見を述べて、議案にはぎりぎり賛成します。

○上原康樹委員長 このほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。執行部から次期岩手県教育振興計画（仮称）素案についてほか1件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの2件の報告後に報告に対する質疑をまとめて行い、その後委員からのこの際発言といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** それでは、仮称ではございますが、次期岩手県教育振興計画の素案について御説明いたします。

まず、資料①の1ページをごらんください。本計画でございますが、1にありますとおり、現在の計画が本年度で終了することから、令和6年度からの次期岩手県教育振興計画（仮称）を策定するものです。本計画は、2にありますとおり、計画の位置づけとして、教育基本法第17条第2項に基づき、国の計画を参酌し策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画と今後の教育行政を推進していく上での教育振興の取組の指針という位置づけとなります。

3の計画期間ですが、令和6年度から令和10年度までの5年間であり、これは国の教育振興基本計画が5年間の計画であること、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの周期を踏まえて設定したものでございます。

4の計画の構成を含め、計画の概要についてはここでの説明を省略いたします。

本計画でございますが、岩手県教育振興基本対策審議会に、その基本的な方針について諮問しており、5の検討経過のとおり、これまで4回開催し、議論を重ねてきました。今後のスケジュールにつきましては、6に記載のとおりであり、パブリックコメントのほか関係機関への意見照会を行い、3月の策定に向けて精査していく予定です。

5の検討経過にお戻りいただき、表中2、子どもからの意見聴取とありますが、本計画を含む教育委員会の諸計画の策定や施策の計画の参考とするため、県内の小学校5年生から高校3年生までを対象としたアンケート調査を今般実施しました。2ページをごらんください。1の表中、赤囲みにありますとおり3,965件もの御意見をいただきました。3ページが子供たちから寄せられた意見を分類したものとなります。

次に、計画の概要について御説明いたします。資料②の1ページをごらんください。本計画は、大きく資料左側の第1章、岩手の教育をめぐる状況、中ほどにあります第2章、

目標・取組の視点、そしてその下、第3章、具体的な施策の内容の3章構成としております。そのほか前文や参考資料を追加することとしております。

まず、左側、第1章では、これまでの岩手の教育の歩み、議会などで報告しております現計画の進捗状況を踏まえての成果と課題を、緑色は学校教育、オレンジ色は社会教育・家庭教育としてまとめております。そして、さらに計画策定に当たって考慮すべき項目として、社会状況の変化と今後の展望を5項目ほど挙げております。

中ほどに移りまして、第2章でございます。第1章の国の計画等を踏まえまして、基本目標は、前計画を継承しつつ、県民一人一人の学びに着目し、自分らしい生き方の実現に向けた新しい時代の岩手の教育を本県の教育のあり方として示すことにしました。

次に、基本目標を踏まえた目指す姿ですが、学校教育と社会教育・家庭教育の2本の柱で整理いたします。学校教育においては、岩手の子どもたちが自分らしくいきいきと学び、夢を育み、予測困難な時代においても、希望ある岩手を創造する生きる力を身に付けているを、社会教育・家庭教育では、主体的・協働的な学びを通じて、地域や家庭におけるつながりや支え合い育まれ、県民一人ひとりが自分らしくいきいきと学び、暮らしているを目指す姿として掲げております。この基本目標と目指す姿の実現に向けて取り組む視点として五つの視点を掲げているところです。

その下、第3章におきましては、学校教育と社会教育・家庭教育を柱に今後5年間に実施する12の具体的な施策について記載しております。

その詳細は、2ページになりますので、ごらん願います。現計画と同様に、いわて県民計画（2019～2028）、そして今回は第2期政策推進プランとの整合性を図っておりますが、先ほど申し上げた子供たちの意見を踏まえ、例えば2の確かな学力の育成に1人1台端末の授業における活用や家庭への持ち帰りを進めていくことや、3の豊かな心の育成に、社会や時代の変化等を踏まえ、校則等を児童生徒等の意見を聞きながら、絶えず見直しなどを行うことなどを新たに盛り込んでおります。また、4の健やかな体の育成や7、学びの基盤づくりには、再発防止「岩手モデル」の適切な運用により暴力や暴言及びセクシャルハラスメント等の根絶などに向けて取り組んでいくことを明記しているところです。

資料3は、計画の全体版になりますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は、以上となります。

○最上特別支援教育課長 続きまして、いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）素案について御説明申し上げます。

初めに、資料1をごらんください。本推進プランの策定につきましては、1の策定の趣旨にありますように、現推進プランが令和5年度で終了することを受け、策定するものです。本県特別支援教育施策の基本的な考え方や具体的な施策の方向性を示し、子供一人ひとりの教育的ニーズに応え、共に学び、共に育つ教育のさらなる推進を図るものでございます。

2の位置づけにつきましては、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づ

くり条例の趣旨やいわて県民計画（2019～2028）、次期岩手県教育振興計画（仮称）等や国の動向等も踏まえながら、具体的な方策を示し、着実な推進を目指していくものです。

3の計画期間につきましては、2024年度から2028年度までの5年間としております。

続いて、4の素案の構成と主な施策につきましてはこの後御説明いたしますが、保健福祉部と共同設置しております岩手県発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会を策定検討委員会と位置づけ、これまでに3回審議していただいております。

5の今後のスケジュールにつきましては、パブリックコメントの実施を12月11日から1月10日とし、次期岩手県教育振興計画（仮称）のパブリックコメントの実施期間と合わせて実施することとしております。

公表案につきましては、県議会2月定例会において当委員会に報告させていただき、教育委員会定例会において審議した後、3月中に公表する予定です。

次に、新推進プランの構成と主な施策について御説明いたします。資料2の概要版をごらんください。本県の課題につきましては、左側、いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の欄に取組後の主な課題として黒丸印を付して示しております。

次に、その右側、新推進プランの目指す姿、基本理念、方向性と具体的施策について説明いたします。目指す姿、基本理念につきましては、現行の推進プランを継承し、つなぐ、いかす、支えるの三つのキーワードによる施策の方向性と具体的施策により構成しております。概要版では、主な施策について載せております。

一つ目のキーワードであるつなぐは、就学前から卒業後までの一貫した支援の充実としております。卒業後を見据えた支援の充実の具体的施策につきましては、地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会を実施するなど、特別支援学校と地域企業の連携を図ってまいります。

二つ目のキーワードであるいかすは、各校種における指導・支援の充実としております。多様なニーズに対応した指導・支援の充実の具体的施策につきましては、高等学校における指導・支援の研究に取り組み、校内支援体制や進路支援体制整備に向けたガイドブックを作成し、高等学校における特別支援教育体制整備を進めてまいります。

三つ目のキーワードである支えるは、教育環境の充実・県民理解の促進としております。共生社会の形成に向けた県民の理解促進の具体的施策である特別支援教育サポーター養成につきましては、例年多くの方に参加していただいております。特別支援教育サポーター養成講座を引き続き実施し、特別支援教育サポーターの活用についても進めてまいりたいと考えているところです。

以上の施策を関係各所と連携し、全ての学校や地域において展開していくことで、共に学び、共に育つ教育の推進につなげてまいりたいと考えているところです。以上で説明を終わります。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 私は岩手県教育振興計画の説明にもありました1人1台端末の関係でお

聞きします。私も娘の参観日に行きますと、昔の授業とは違って、本当に先生もよく使いこなしていると思うし、子供たちも使いこなしていると思っています。これは各市町村かもしかかもしれませんが、どういった授業の進め方で、どういった分野に使うというルールがあるのかわからないのですけれども、授業の中での活用状況にどのような差があるのか、傾向などがあればお知らせいただきたいと思います。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 岩崎友一委員がごらんになっていただいたとおり、今ICTの活用を進めているところがございますが、やはり県内においてもかなり差が生じているのが現状です。地域や学校において、学校内でも得意な先生、苦手な先生がいるということで、まずは簡単なところから情報検索しているところや、自分の考えをインターネットで先生に送って、意見発表にしてまとめるというようなことをやっているところもあれば、実はまだ使えていないという先生のお悩みも聞こえておりました、教員の差があると認識しております。

○**岩崎友一委員** 先生に対して、しっかり授業でこういうふうを活用するという勉強会は、県教育委員会として何かやっていることがあるのかどうかと、その成果をお知らせください。

○**渡會学校教育企画監** 二つ目につきましては、県教育委員会としても県立総合教育センターにおいて初任研修や、中堅教諭を対象にした研修として、ICT研修を設けております。今年度でいえば78講座設けさせていただいて、タブレットであったり、大型提示装置を使用した授業での実践につながる研修を行わせていただいているところがございます。

実際に参加された先生方からは、例えばいろいろアプリはあるのですけれども、どう活用したらいいかわからないといったところが改善されたですとか、どういった授業場面で使ったらいいかわからなかったけれども、研修を受けたことによって明らかになってきたといったアンケートの回答をいただいております。一方でやはり研修を受けたくても受けられない先生もいらっしゃいますので、オンラインも含めた研修機会の拡大、拡充や、内容の充実にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○**岩崎友一委員** 冒頭に言い忘れました。私は今、小学校の話をしました。

小学校は今そういった状況で、先ほど少し話がありましたけれども、持ち帰りの問題で持ち帰り禁止の小学校もあれば、宿題があるときは持ち帰りオーケー、常に持ち帰りオーケーという学校があるということは、私もいろいろな人と話をする中で理解しているのですが、実態として、その割合がどうなっているか伺います。また、県教育委員会としてどういった対応が望ましくて、市町村教育委員会に対してどういうやり取りをしているかがわかれば教えてください。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 小中学校での持ち帰りの状況については、今具体的な数字をお示しできないのですが、岩手県は全国平均から見ても、残念ながら持ち帰り状況はまだ低調です。市町村教育委員会と意見交換などをしますと、やはり持ち帰ったと

きに破損した場合のルールづくりや、自宅におけるWi-Fi環境の有無、実際に活用して家でどういう課題をやらせるかというところも先生方は苦心されているところでございます。

それに関しましては、岩手県では県と全ての市町村が入ったICT推進協議会をつくりまして、その中でICTの活用ワーキングということで、先生方も含めて先生方の悩みの共有であったり、課題解決のワーキングをやっておりますので、そこで活用事例や持ち帰りのルールなど、この市町村ではこういうことをやっているということを共有することで、なるべく持ち帰るということを広めていこうと考えております。

○**岩崎友一委員** 私が懸念しているのは、やはり進度や使い方を含めた子供の理解度です。小学校から中学校に上がったときや、中学校から高校に上がったときに、いろいろな学校から集まってきます。使用状況がばらばらだと、スタートで既に差が生じてしまっているということを懸念しております。ぜひ少しでも早い段階で県内全般的に進んでいけばいいと思いますし、県内だと私が知っている範囲では北上市が一番進んでいるかと思います。全国だと埼玉県戸田市がすごいというのは聞いておりますけれども、ぜひこれからいろいろないい事例を参考にしながら、1人1台端末をより有効的に活用して学力の向上等々に努めていただきたいと思いますが、この辺は次の岩手県教育振興計画にどのように反映されるのかお知らせください。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 1人1台端末については、配られて使ってみたい、家でこれを使って勉強してみたいというのが子供たちからの意見聴取でも多い内容でした。今お配りしている資料ナンバー3の素案の24ページですが、上から4番目のポツのところ、1人1台端末の活用や家庭への持ち帰りを含め、いつでも、どこでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができる教育の実現という形で、ICTや1人1台端末の活用を盛り込んでいるところでございます。

○**岩崎友一委員** これが岩手県民計画に落とされる部分と落とされない部分があるのかもしれませんが、しっかりと数値目標を持って取り組んでいただくことをお願いして質問を終わります。

○**小西和子委員** 素案も見せていただきました。まず1点目ですけども、基本目標についてです。サブタイトルが新しく加えられました。その意図は何なのでしょう。サブタイトルは、本当に必要なものなのでしょうか、まずはこの点を伺います。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 今回新たにサブタイトルをつけましたが、まず基本目標は、現行計画と変更いたしませんでした。いろいろ検討をしましたが、学びと絆で夢と未来を拓き社会を創造する人づくりというものは、やはり現行計画を継続することが一番ふさわしいという議論に至りまして、岩手県の教育の指針としてふさわしいと考えまして、そこは継続したところでございます。ただ、この5年間の成果や教育を取り巻く環境は、社会環境も含めて大きく変様しているということを含め、国の基本計画におきましても持続可能な社会の創り手の育成という部分と、日本社会の目指したウェルビーイング

の向上という二本立ての基本方針を設けたということもございます。

また、ウェルビーイングというところを深く考えていった際に、多様性や包摂性などという価値観が、昨今教育を取り巻く現状においても非常に求められてきているという議論もありまして、自分らしくいきいきというようなキーワードを目指す姿とあわせて入れましたし、副題に込めるということで設定いたしました。

○**小西和子委員** 見ていますと、自分らしい、自分らしくという文言がたくさん散りばめられている。もう一度伺いますが、この自分らしいというのは、どういう意味で使っているのでしょうか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 今回子供たちから意見などを聞き取りましても、自分たちの未来の夢をかなえたい、またそういうものを見つけないかという自分の進むべき意思のようなものをすごく感じたところがございます。また個々の教育ニーズも多様化しているということも含めて、その子がその子らしくあるべきで、自尊心を持って自分がこうありたいという進むべき道に進める、自己実現を支援できるようにという思いも込めて、自分らしくという言葉を使っているところでございます。

○**小西和子委員** 何々らしさというときは、注意が必要だと思うのです。バイアスがかかっている場合が多いです。男らしさ、女らしさ、小学生らしさなどというものが多く使われたりしているわけで、幼少期から自分らしさという枠にはめてしまっているのだからかという思いがあります。自分とは何だろうということを問い続けるのが教育だと考えますので、例えば学校に登校できずにいる子供たちや貧困にある子供たちが、それは私の自分らしさなのだと思えられる、非常に危険な言葉だと思います。らしさを押しつけることになりかねないということで、私は自分らしさというものは削除を求めます。

もう一点ですけれども、(1)、学校教育における目指す姿なのですが、前回は地域とともにある学校という文言があったのですが、今回は削除されました。その理由は何なのでしょうか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 今回、社会教育・家庭教育の目指す姿に学校教育、社会教育・家庭教育との連携、地域と学びの場の循環のような意味合いを入れたことから、ここからはその文言を抜いたところでございます。地域とともにある学校という思いは変わっておりません、取り組みのところに入れております。

○**小西和子委員** 学校は、地域コミュニティの中の中心であると私は考えております。特に人口減少が著しい地区については、学校という存在が非常に重要であると考えます。今県立学校の魅力化において、地域課題を解決するために、そこに住む人たちとつながり、魅力ある学びを目指しておりますよね。ですから、地域とともにある学校という文言は、非常に大事なキーワードだと考えますので、そこは文言を入れていただきたいと思っております。

また、例えば次の14ページなのですが、予測困難なという文言が、学校教育における目指す姿の真ん中から上の辺りにあります。予測困難や変化の激しい社会という文言がいろいろなところに出てきますけれども、こういう理由で次から次へとさまざまなこと

が導入されてきました。学校は大混乱です。1人1台端末は、コロナ禍もありましたけれども、デジタル社会やマイナンバーカードの取得だってそうでした。そういう文言があることで、さらにさまざまなことの導入に拍車がかかるのではないかと懸念があります。この文言の削除をお願いしたいと思います。

また、カラーの概要版の施策10の政策分野の取組方向のところですが、家族・子育てとなっていますが、素案の15ページで、いわて県民計画（2019～2028）では家庭・子育てになっているのです。恐らく表記のミスではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** そこは誤字でございます。申しわけありません。予測困難で変化の激しいところを今回結構な箇所に入れさせていただきました。やはり前計画からの5年間の社会情勢を見ますと、コロナ禍であり、ロシアによるウクライナ侵攻など、予測し得なかった政界情勢の変化が次々起きているということ。また、今教育の基本となっている学習指導要領などを改定する際も、その前につくられたわけですが、やはりそれらも含めて、今後社会の変化が加速することを前提に子供たちの教育を担っていく資質、能力が検討されている。また、それを岩手県の教育でもある程度は進めていきたいと考えていることから入れております。

文言を入れたところでございますが、一方で小西和子委員がおっしゃるとおり、さまざまな新たな施策で現場の先生方の御負担がふえていることも重々承知しているところであります。それに関しましては、働き方改革などもこの岩手県教育振興計画に盛り込んで、業務の改善などとあわせて進めていき、やはり次世代を担う子供にとって必要な資質、能力を岩手県においても教育としてきちん進めていくべきということで入れさせていただきましたが、御意見を承らせていただき、検討してまいりたいと思えます。

○**小西和子委員** 教職員だけではなく、子供たちが非常に大変です。今の学習指導要領はかなり分厚くなりました。次のこの際発言でも言いますけれども、余裕時数などないのです。学校が居心地のいい空間ではなくなると捉える子供たちがふえてきたからこそ、不登校がふえてきたのです。子供たちが安心していられる学校をつくらなければならないし、岩手県の教育をつくっていかなければならない。あれも大事、これも大事と詰め込んでまいがちですが、一番大事なことは何か。子供たちと教員としっかりと向き合って、子供たちの思いを実現していくということが大事だと思います。文言はさまざま足されておりますけれども、そういう岩手県の教育、かつてはそういう教育がなされていたのですから、子供たちが安心して通える学校教育を目指すような岩手県の教育振興計画にしていきたいと思えます。

先ほども話しましたが、少なくとも自分らしさは削除していただきたいし、地域とともにある学校は加筆をしていただきたい。これはすごく大事だと思います。人口減少対策からいっても大事な文言だと思います。何かありましたら、佐藤教育長お願いします。

○**佐藤教育長** 何点か御指摘を賜りました。地域とともにあるという部分については、素

案本体の 67 ページでございますが、しっかり地域とともにある学校づくりあるいは学校を核とした地域づくりということで記載しております。これは小西和子委員がおっしゃるとおり極めて重要な取り組みでありまして、本県におきましては、来年 60 周年になりますが教育振興運動や、高等学校については特色化・魅力化づくりということで取り組んでおりますので、コミュニティスクールもそうですけれども、こういう視点は今後もしっかりと引き継いでいきたいと思っております。また、予測困難というワードでお話いただきました。最近をよく VUCA の時代という言われ方をしております。教育は、従前からの不易と流行という言われ方をしていますが、どうしても流行の部分が速いというところもございまして、我々としても子供たちのためにも、そういう流行という部分でついていかなければならないところもあると感じております。小西和子委員がおっしゃるとおり、あれもこれもということで学校が息苦しくなっているというお話も賜っておりますので、そういう点については、しっかり配慮して検討してまいりたいと思います。

○工藤大輔委員 今回子供たちからの意見聴取ということで、小、中、高校生から意見をいただいたところですが、高校生の数が少し少ないと思ったところであり、職業や進路、部活動など、さまざまなものがより明確に見えている世代の人たちからの意見が少なかったのは何か要因があるのか。

また、資料②の前計画期間中の成果と課題というところを見ると、この書き方では何が成果で何が課題か、さっぱりよくわからないのです。よく見れば、成果なり課題を書いている。どちらも成果であり、課題なのだと見るのですが、一枚紙で説明される方には、これは成果なのか、課題なのか、どちらなのかが全くわからないので、本当はわかりやすい記述の仕方がいいと思いました。

また、この中でいじめの関係、不登校の問題になると、いきなり言葉がなくなってしまうのです。いじめの認知件数、不登校の生徒の数は、調査するごとにふえていっている状況の中、本当に大きな課題だと思っております。それをどのようにするかといったときの記述がぼわっとなってしまうところがどうかという思いも持ったところでもあります。

今回再発防止「岩手モデル」の関係で、こちらにも記述があるのですけれども、いじめというのは、児童生徒間同士のトラブルですけれども、行き過ぎた指導や不適切な指導、冒頭に佐藤教育長から陳謝があったわけですけれども、それらについての記述になると、どうもはっきりしなかった。前計画期間中にあったことに基づいて今後の新しい 5 年間の計画はこのようにしていこうというのが、まさに今、これから策定される計画なのだと思います。その辺のところは今再発防止「岩手モデル」を策定している最中にもそういうような不適切な指導などがあったということは一般質問でも取り上げられていましたけれども、なかなか先生方に対して周知徹底がされていない。あれはあそこの学校で起きた事案なのだという一事例として捉えられて、自分のことや職場に置きかえて十分感じ取っているのか、感じ取っていながらも改善されるような環境にあるのかないのかと感ずるところでもあります。

そのことを踏まえ、前計画からの課題について、今計画の素案をどのように策定したのかお知らせください。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 子供たちからの意見聴取ですけれども、残念ながら高校生は中学生などに比べると少ない。今回は、正直全く本当に任意で、学校を通じて個々に自由にやっていますと、先生方に学級活動でやっても構いませんし、自由に子供たちにお知らせして子供たちの任意な参加で意見を集めたいということをお伝えしましたので、高校生の多くはほとんど任意の形での参加だったと思われます。それで高校生は中学生などに比べて若干想像より少ない状況でした。今後子供たちに意見聴取を引き続きやりたいと思っておりますので、どう巻き込んでいくのか、声を多く拾っていくのかというところが我々も課題だと捉えております。

次に、資料②の成果と課題のところ、これでは本当に中身がわかりづらいという御指摘を承りまして、ここは内容を検討をしていきたいと考えております。

また、今回の計画策定の進め方でございますが、基本的には昨年度第2期アクションプランで今後4年間の施策をつくりましたので、それをベースに最新の状況や検討が進んでいる施策の方向性などを盛り込みましたし、子供たちの意見を反映するという形で今回の計画の施策をまとめたところでございます。

特に再発防止「岩手モデル」に関しましては、今策定検討委員会を進めているところでございまして、まだ最終案になっていないところもありますが、やはりこれはきちんと書いて、県教育委員会の姿勢であり、教育関係者の意識を徹底していきたいということで載せたところでございます。まだ策定途中ということもあって若干表現が明確に打ち出せていないところもございます。

○**工藤大輔委員** 56 ページなどを見れば再発防止「岩手モデル」の関係も書いたりしていますので、あとは実際行うこれからのものについて設定して、再発防止策や児童生徒によりよい指導をできる体制を本当につくっていただきたいと思えます。

また、確かな学力というところで今まで県教育委員会で落ちこぼれることがないように、理解をしっかりと深めながら授業を受けて学ぶべきということをすごく進めていると思っております。

その一方で、大学等の入試の方法がどんどん変わっていき、聞いて回ったり、合格実績の状況を見ると、ここ数年間は例えば超難関大学への本県の進学実績を見ると、他県に比べて少し実績を残し切れていないのではないかと感じる場所があるのですけれども、県教育委員会としてはどのように捉えているのかお聞きします。

○**中村高校教育課長** 本県の大学進学の実績についてのお尋ねでございます。全国的に見ますと、本県の大学進学は、全国平均に対して低い状況にはございますが、一方で入学時の大学進学を希望している数と比較すると、3年後に大学に進学する割合はふえている状況にあります。高校のさまざまな学習指導の中で進学に向けたガイダンスや、県の事業におきましても、いわゆる難関大学向けの講座、中堅国公立大学の講座、各学校で行う特色

ある進学指導に対する講座等々を行っているところでございまして、そういったことに取り組みながら、生徒の個々の進路希望の達成に向けた取り組みを行っているところでございます。

○**工藤大輔委員** 実績がどのように推移しているかについては、把握されていますか。

○**中村高校教育課長** いわゆる難関大学、旧帝国大学や一橋大学等の合格者数につきましては、ことしの3月が119名、その前の年が139名、それからその前の年が117名といった状況で推移しているところでございます。

○**工藤大輔委員** 先ほど大学の入試方法が近年大幅に変わったということで、その前とその後もしっかり把握し、比べながら、推移がどうなっているのか。その年次ごとにできる子が多い学年もあれば、そうでない学年もあり、少し特徴があると聞くのですけれども、他県と比べても少し減ってきている。合格実績で見ると、入学実績で見るとは見方もあるかと思えますけれども、その辺を見極めて、どういう進路に向けて指導するか、学力を高めるようにするかについてしっかり取り組んでいかなければなりません。県内で必要な職種において、以前から人材の育成の観点からも教育力を高めようということで取り組んできていると思いますが、比べてみると、私の感覚ではだんだん少なくなっているように思えますし、ことしもある普通校の進学校がかなり苦戦していると聞いていますし、そういう状況がありますので、たまたまそれがその年のことなのかどうなのか。今ぐらいの答弁ではなくて、このように教育委員会では把握しながら、研究しながら、全般的に教育の方針を示しながらどういう改善をしようとしているのかなど、もう少し答弁していただきたいと思うのですけれども。

○**中村高校教育課長** 大変失礼いたしました。以前と比較して、難関大の合格者数は、確かに減ってきている部分がございます。これを受けまして、県教育委員会として大学進学対策ということで、先ほどと同じ話になりますけれども、複数の学校から難関大学を目指している生徒たちを集合させて進学対策講座や、医学部の進学希望者に向けた意識の向上、教科の指導等に対する取り組みを行っております。そういった取組を充実させていきたいと考えているところでございます。

○**工藤大輔委員** 確かにそういった講座を用いながら、今まで取り入れなかった予備校の講師などを取り入れながら、指導してもらったり、そういった講座を設けているのも把握しております。実績が残せるような形でやっていかないと、全国との差が開いてしまいます。岩手県だけの数字を見ていると大体こんなものか、こういう傾向か、子供の数も減っているからしょうがないのかとなるのですが、全国は意外とそうでなくて、やはり伸びている県や維持している県があります。特に岩手県は、近年本当に苦戦しているのではないかと私は感じていますので、ぜひその辺の改善を進めていながら、生徒が本当に進みたいと思う積極的選択の中で進路を選べ、しかも実現できる教育環境をさらに進めていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

○**斉藤信委員** 教育振興計画は極めて重要なもので、直前に渡されて熟読できなかったの

は大変残念なのです。だから、重要な文書については、余裕をもって事前配付されるようお願いしたい。直前では十分読めないということをまず一言申し上げます。

読んでいて、少し教育の哲学が見えないのです。岩手県の教育は何のためにあるのか、どういうものを目指すのかという哲学が感じられなかった。午前中に報告があった岩手県スポーツ推進計画は、国のスポーツ基本法で、哲学がはっきりしていたのです。スポーツは、私たちの生活を豊かにするという理念がしっかり書かれていて、教育振興計画では、岩手県の教育の歩みを書いているけれども、残念ながら哲学が感じられなかったとまず前段としてお話ししておきます。

気がついたところだけの質問でありますけれども、4ページの学校教育における成果と課題の中で、令和5年3月、高卒者の県内就職率が73.6%と高い水準を維持していますとありますが、これは正確ではないと思います。73.6%というのは、全国的に見たら決して高い数字ではないと思います。全国順位を示してください。

いわて県民計画（2019～2028）で目指しているのは84.5%ですから、確かに若干上がってきているけれども、高い水準まで上がっているとは言えない。全国水準をわかっていると思うので、後で示してください。

5ページの2行目から3行目なのですが、いじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、ICTの活用等による相談支援体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の確保に取り組む必要がありますと記載しています。これかなり矮小化しているのではないかと思います。ICTの活用は一つの活用であって、これが何か目玉のような相談支援体制の充実になるとは全然思わない。その点では、やはり増加傾向にあるいじめ、不登校は、今の学校教育が抱える本当に重大な問題です。一言で言うと、学校が子供たちのストレスを強めているのです。その問題を解決するといったときに、何で子供たちにストレスを与えているのかということをやはり考えないといけない。その基本的な答えが国連子どもの権利委員会の勧告にあるのです。そういう視点で見ないと、何かICTを活用して、相談支援体制の一層の充実という小手先のことで、本当の相談支援体制の充実にならないと思います。

本会議でも議論されましたけれども、不登校が2,000名を超えています。小、中学校で約2,200名、高校を含めると約2,500名だと思いますが、その4割がどの相談機関にもつながっていないと指摘されております。そうしたときに、やはり不登校の子供と学校がどうつながるのか。こちらからつながるということが大事で、不登校というのはつながって初めて支援、相談に結びつくので。ただ学校に戻すことが目的ではない。しかし、つながっていることがすごく大事なのです。私は、ここの表現はあまりにも短絡的ではないかと感じました。

小西和子委員が9ページの自分らしい生き方の実現に向けたというサブタイトルについて指摘をしましたが、これはなかなか微妙な問題だと私も思います。やはり教育の目的にかかわるのです。教育基本法からいけば、教育の目的は、子供たちの人格の完成で

はないですか。人格の完成ということと、子供の生き方の実現ということとは、イコールにならないのではないかと。だから、教育の目的が子供たちの人格の完成ということであれば、もう少しその本質にかかわるような正確な表現のほうがいいのではないかと、小西和子委員の意見を聞いて感じました。

10 ページから予測困難で変化の激しい社会という文言は次々と出てくるのです。国の教育振興基本計画がそう表現しているとのことですが、率直に言えば国が混迷しているだけなのです。今いろいろな事件が起きています。しかし、世界の流れを大局的に見たら、やはり前進しているのです。目の前のさまざまな出来事は、激動と言ってもいい。しかし、政府にとっては予測困難かもしれないけれども、私は全くそう思っていない。

例えばロシアによるウクライナ侵攻も、イスラエルの大規模攻撃も、一言で言えば国連決議違反、国連憲章違反なのです。世界の平和を実現するためには国連憲章、国際的な決議、法規に基づいて解決する必要があります。今大変な時代になっているけれども、必ずこういう侵攻や大規模攻撃は失敗するのです。ただ、今起こっている犠牲を最小限にしないてはならないというのが今の課題なので、予測困難という将来が全然見えないような表現は、国が幾ら用いると言っても、私は正確ではないのではないかと思います。子供たちに予測困難と押しつけているのです。そうではなく、解決の方向を示すのが教育の目的ではないのか。そういう規範は既にあると、私は思っているので、予測困難ということの子供たちに押しつけるのはいかがなものか。

17 ページですけれども、これはいわて県民計画（2019～2028）の指標なので、ここでは何とも言えないのですけれども、中学3年生、高校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合となっているのです。グローバル化だと言うかもしれないけれども、子供たちの教育にとって、やはり英語だけわざわざ取り出してやるのが正確なものなのか。国語力のほうが大変なのだと、国語の力があれば、何でも理解できるのだという学者もいます。ですから、ここで英語力だけを取り上げるということがいかがなものかということ、私の意見として指摘しておきます。

22 ページにも将来の予測困難な時代があって、23 ページもいわて県民計画（2019～2028）の指標なのでどうかと思うのですけれども、この目標項目、目標値は、①から④まであるのですけれども、例えば①の意欲を持ってみずから進んで学ぼうとする児童生徒の割合、小学校 81.2%が令和8年 82.5%、このぐらい上げて何が変わるのだろうかと思います。授業で自分の考えを深めたり、広げたりという項目も、82.6%を 83%と 0.4%上げることがどういう教育の目標になるのか。ここに書いているから言いましたけれども、0.4%だとか、1%上げるとするのは、目標にならないのではないのでしょうか。目標は、やり切るためにあるのであって、0.4%上げるための努力、取り組みというのはどういうものなのかと疑問を感じたところであります。

28 ページの豊かな心の育成の現状と課題の3、これは子供の読書状況調査結果なのです。小学校5年生は1カ月で17.2冊です。これはすごいと思います。全国よりもはるかに子供

たちは本を読んでいる。ところが、中学校になると5冊、高校生になると2.2冊と、普通なら中学校、高校と冊数がふえて当たり前で、それが豊かな心をつくるのではないでしょう。こんなに激減する子供を取り巻く状況とは何なのか。今はもう学校がゆがんでいる、子供たちを取り巻く状況がかなり深刻になっていることを示しているのではないかと私は思います。

○多田産業・復興教育課長 4ページにあります令和5年3月卒業の高校生の県内就職率は73.6%ですが、全国ではどうかという御質問でございました。現在公表されている1年前の令和4年3月の、県内74.1%のときの全国の順位で申し上げますと33位、東北地方では5位となっております。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 今までの成果と課題の記載ぶり、または、小西和子委員からも御指摘いただいた自分らしさという表現が教育の基本法でいう教育の目的の部分との関係でいかなるものかということ、予測困難というところにつきましては、今回この委員会でいただいた意見を基に再度検討させていただきたいと思っております。

また、指標に関して申し上げますと、教育振興計画に関しましては、今の計画を策定する際に、この文教委員会でも御議論いただいたのですが、教育に指標というものがなじむのだろうかという御意見もいただいたところです。また、教育は必ずしも施策でもって即効性があるってぼんと伸びていく部分と、さまざまな要因で子供たちも変化、変様していく、成長していくというような御議論をいただきまして、この教育振興計画では指標は設定しないのですが、いわて県民計画（2019～2028）の指標を基に進捗を見ていきたいと思いますということから指標という形ではなく、参考という形で載せさせていただいております。

指標の数値の設定におきまして0.4上げることが、目標と言えるのかというお話もいただきました。これは第2期アクションプランに掲げた目標なのですけれども、その際、我々が検討したのは、岩手県の数値が、全国、東北地方で見ても上位の状態になっている、子供たちの意識であったり、態度であったりということに関しては、これを維持していくことをまず我々の目標としようという発想で、低いものに関しましては、施策やさまざまな取り組みで上げていくということで、どちらかという、維持指標のような形で設定していることから、先ほど御指摘いただいたところは、このような設定となっているところでございます。御意見を踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 子供の読書状況調査の結果についてでございますが、1カ月の読書冊数については、先ほど御紹介いただいたとおりですけれども、読書者と呼んでおりますけれども、1カ月間に読書をした児童生徒の割合につきましては、平成26年度の調査では中学生が90%だったものが、令和4年度で95%になっております。高校生は66%から78.7%になっておりますので、冊数としては割合が伸びておりませんが、読書活動をする児童生徒については、決して低くないと考えております。

○斉藤信委員 この県内就職率73.6%が高くないということをはっきりしていますので、事実としてこの表現は高い水準を維持しているとはならない。

答弁がなかったのは、いじめの問題でICTの活用等による相談支援体制の一層の充実という表現だけでは、私は極めて不十分だと思います。これは本当に大事な課題なので、各論でもあると思うのですけれども。

読書の問題で私が指摘したのは、小学校で17.2冊も読むのに、中学、高校となると5冊、2冊になること自体が、今学校が置かれている子供の環境の問題なのだと思うのです。だから、どんどん読書から離れて減っているのに、生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていくとはならないではないですか。

私はこういうデータが出ているのだったら、もっと何でこうなっているのかを検証して、中学校、高校に上がるにしたがって本当に読書に親しむような環境をつくるためには何が必要なかというように考えないとやはりだめなのではないかと思います。あまりにも減り過ぎているのです。中学、高校となって、成長すればするほど読書から遠ざかるということでもいいのかというのが私の問題提起であります。

28 ページの7のところ、これは主権者教育にかかわるのですけれども、各教科や総合的な探究の時間を中心にして現代の諸課題を考察し、解決策を構想する学習などにより、一層児童生徒が社会に主体的に参画しようとする態度の育成となっています。18歳選挙権なのだから、やはりさまざまな政治活動や平和運動に積極的に参加をしていくことが必要なのだと思います。ヨーロッパなどを見たらそうではないですか。気候危機打開などで高校生がみずから立ち上がって、本当に社会を変えていこうとやっているけれども、日本の場合は、まだほんの一部です。

社会を変えていくのは行動なので、いろいろなそういう行動が自由にできるような、学習だけにとどまらない主権者教育を、EUでは主権者教育の基準のようなものも示されているので、そういうことも含めた取り組みが必要なのだと私は思います。さまざまな集会や運動に参加するという点でいくと、まだまだ制約があり、ブレーキがかかることがあります、そうではないのではないかと思います。規制していたら、子供たちの人権が本当の意味で保障されない。子供の人権ですごく大事なものは、主張する意見表明権なのです。やはり意見表明権を保障するというのもっと積極的に学校教育の場でもやっていく必要があるのではないかとというのが私の提起です。

34 ページのところ、部活動への加入が任意加入となるように、生徒の自主的、自発的な参加による部活動の徹底について周知する必要があるとありますが、全くこのとおりで、今中学校は大体もう100%近く任意の加入になっているのではないかと思います、実態をお知らせください。

それと問題は5の部活動における指導方針等についてです。学校、保護者、外部指導者等の共通理解が図られ、望ましい活動となるよう、学校に対する働きかけを行う必要がありますとなっていますけれども、生徒の自主的、自発的な参加による活動というなら、何でここに生徒が入らないのですか。やはり生徒がみずから活動の計画、方針、目標を立てるのが本来の部活動だと私は思います。生徒を除いて指導方針を考えるということは、少

し違っていると思います。生徒自身が主役で、そこに適切にアドバイスするのが教師やその他の専門家である指導者の役割なのだと思います。今高校野球などでもそうなっているではないですか。甲子園に来るような学校でも選手に考えさせてやるような方法で、子供たちの自主性、自発性がチーム力を高める。この5は、生徒を除いて部活動の指導方針を立てるなどということとはとんでもない話だと指摘しておきます。

36 ページですけれども、食育の方針が示されています。中核的役割を担う栄養教諭、児童生徒に望ましい食習慣を身につけさせる、生活の基盤である家庭への啓発に取り組みます。学校であったら学校給食の位置づけをもっと明確にしなければだめなのではないですか。学校給食を通じて望ましい食習慣、食育、安全、安心を学ぶ。食育を進めるに当たって、教育の一環として取り組まれている学校給食をどういうふうに重視するのかと、地産地消、顔の見える給食など、そういうものをやる必要があるのではないかと私は思います。

次のページの適切な部活動の体制の推進ということで、休日の地域移行も本当に必要なことになっていきますけれども、心配なのは部活動休養日の設定なのです。週2回は休養日にしようということは、スポーツ医・科学的にも根拠のある話なのです。学業と部活動を両立させるといっても私は大事な定義だと思うし、長時間ではなく集中的に取り組むような部活動に改善を図ることが必要だと思います。公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引きで示された週2日の休暇が今現在実態として守られているのか、どう取り組まれているのか、課題は何なのか示してください。

42 ページもいわて県民計画（2019～2028）の指標なので、文句を言ってもしょうがないのですけれども、特別支援学校が適切な指導、支援を行っていると感じる保護者の割合は、現状値が96.6%で目標値が96%なのです。下がる目標というのではないのでしょうか。私はこれはないのではないかと少しびっくりいたしました。最後ですけれども、56 ページから57 ページの、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上についてですが、新聞報道でことし先生になろうという方が1,000人を割ったという大変深刻なことが報道されました。今先生方は、大変な残業をしても手当も出ないという認識が定着しているのです。生きがいの前に大変な仕事になっている。文部科学省を先頭にしてまずその払拭のために現状が打開されなくてはならないのだと私は思います。教職員の勤務時間の適正化については、タイムカードや学校閉庁日とありますけれども、根本的な解決にならないのではないのでしょうか。

やはり授業時数を適切に減らすだとか、業務を減らすということをやらないと、タイムカードで幾らやったって業務が減らない。業務をどのように適切に減らすのか。授業時数の基準よりふやしてやっていますから、そういう具体的な改善方策をやらないと、現実にはこの問題を解決できないのではないかと。その点についてお答えいただきたい。

○菊池保健体育課総括課長 まず、健やかな体の育成についての内容でございますが、高校におきましては任意加入が勧められているところです。中学校段階におきましては、それぞれの学校で自主的、自発的な参加では行われているのですけれども、表現が少し異な

りまして、いずれの部にも所属しないことを認めているところは、例えば校外活動部、地域活動部等も設置して学校外の活動を認めているところも含みますが、令和4年度の段階で147校中112校。運動部、文化部等に所属はさせるが、校外部活動を優先させているところが、147校中35校。運動部、文化部へ所属させ、学校外の活動に対して特に配慮していないのはゼロ%という状況でございます。

続きまして、部活動における指導方針等についてであります。学校、保護者、外部指導者等の共通理解を図る機会を設けるということで設定をしているところでございます。

生徒につきましては、例えば部活動顧問であったり、学校全体の集会であったり、さまざまな機会を捉えながら説明が図られていると認識しております。

○**菊池保健体育課総括課長** 続きまして、食育についてでございます。生活の基盤である家庭への啓発という点でございますが、ここでは児童生徒の健康の保持、増進に向けた対策の充実ということで、現在60（ロクマル）プラスプロジェクト推進事業を実施しております。運動習慣、食習慣、生活習慣を一体的に取り組むということで現在進めているところでございます。

さまざまな課題につきましては、例えば肥満等におけるものとしては、スクリーンタイムであったり、生活習慣が変化しております。そういう中で食事についても学校での指導ももちろんですけども、家庭とのしっかりとした連携が必要ではないかということで進めているところでございます。

スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導者への研修の取り組みですが、休養日の設置につきましては、ガイドラインに示されているとおり、週に2日ということで現在進められております。それについては、適切に進められているものと考えております。

さまざまな医・科学的な視点から休養日の設定をしたほうが効率的、効果的な活動につながることを示されておりますので、これにつきましては、今後においても適切に進めていきたいと考えております。

○**最上特別支援教育課長** 42ページになりますけれども、特別支援学校が適切な指導、支援を行っていると感じる保護者の割合についてですが、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおきましては、このページには現状値令和4年度と書いており、計画の策定に当たっては令和3年度の数値を現状値として計画をつくっております。令和3年度の現状値が96%で、それを維持していくということで令和8年度まで96%という表記となっております。

○**中村高校教育課長** 主権者教育につきましては、主権者として社会の中で自立して、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題を社会の構成員の一人として主体的に担う力を育成することが大切だと考えております。高校におきましても、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会の確保がうたわれておりますので、こういった社会の課題解決等に参加する中で、行動できるような力をつけていけるように学校教育に取り組んでいきたいと考えております。

○上原康樹委員長 この際、進行に御協力願うため質疑、答弁は簡潔にお願いします。

○大森教職員化総括課長 教職員の働き方改革につきましては、別途働き方改革プランで取り組んでおりまして、学校行事の見直しやICT機器を活用した会議の効率化なども進めております。何点か具体の取り組みを申しますと、例えば研修時数を削減したり、やはり部活動が教員の多忙化につながっているということで、例えば部活動指導員は、市町村立学校でいますと、平成30年度14人だったのが令和5年度10月末現在で139人、県立学校でいますと、28人が同じく令和5年度では96人ということでふやしているところです。また、夏季休暇、年末年始の学校閉庁日の設定や、留守番電話による時間外対応については、全ての県立学校で行っております。斉藤信委員からお話があったように、業務を減らす取り組みが全体的に必要なということで、こういった取り組みをやれるところからやっているところであります。さまざまな国の動きもとらまえながら、引き続き縮減に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

○小西和子委員 いわて特別支援教育推進プランについてですけれども、6ページのプランの基本的な考え方と、13ページの(3)の連続性のある多様な学びの場の充実についてでございますけれども、基本理念の共に学び、共に育つ教育からいえば、障がいを持つ子供たちが特別支援学級や特別支援学校に区別されている実態を変えていくというのが大きな目標だと思います。障がいを持つ子供がふだんの学校生活から同じ空間で活動することが共生社会実現のための近道であると思えます。

18ページの医療的ケア児に係る看護職員の配置でございますけれども、障がいを持つ児童生徒の中には、地域の学校で教育を受けるために、何かしらの介助が必要な場合があります。中でも医療的ケアが必要な場合は、学校に看護職員が配置されていなければなりません。インクルーシブ教育を推進させるために看護職員を常駐させることが子供と保護者の安心につながります。子供によっては、学校で医療的ケアがネックとなって地域の学校への在籍を諦めざるを得ない現状があります。そういうことを改善する必要があると思えますけれども、それらはきちんと盛り込まれているのでしょうか。

○最上特別支援教育課長 障がいがある子と障がいのない子が共にできるだけ同じ場で学び進めるということについては、国でも推進するように方針を出しておりますし、本県におきましても、共に学び、共に育つ教育の推進ということでこのプランの理念を掲げておりますので、そこの取り組みについては、常に理念を意識しながら取り組んでいきたいと考えているところです。

また、医療的ケアのための看護職員につきまして、今特別支援学校に配置されております。小中学校にも配置されている学校はあるわけですが、今後ますます小中学校に医療的ケアが必要な児童及び生徒が入学する可能性がありますので、そこは市町村教育委員会と連携を図りながら、できる限りの体制整備の支援をしていきたいと考えているところです。

○小西和子委員 卒業後を見据えた支援の充実というのが10ページの(2)と21ページに

あります。まとめて質問したいと思います。障害を持つ子供の進路について、選択肢が狭められているのではないのでしょうか。進学、一般就労、福祉的就労等において、いずれも受け入れが少ない現状にあります。子供たちの選択肢が広がるような教育のあり方を構築するとともに、受け入れ先の拡充と理解が必要と考えます。

21 ページの障害者の自立や地位向上には収入の安定が欠かせませんが、それができるのは、ごく一部の方だけであります。もともと障害を抱えている人の就労、特に一般就労での採用は非常に難しいです。ほかの県立特別支援学校ではどのようになっているのかは把握しておりませんが、県立盛岡となん支援学校では、一般就労は家庭で対応することとなっております。また、企業の募集では、障害者枠があったとしても、専門学校または大学を卒業していることが条件となっていることも多く、大きなハードルとなっております。

障害者とひとくくりにしてはありますが、障害の種別により採用数や割合には大きな差があります。法定雇用率は、民間企業が2.3%、公的機関等は2.6%となっているわけですが、障害者雇用は、岩手県では本当に採用しているのでしょうか。これは保護者の方から聞き取りしたことでございます。

障害者の就労は、正規職員としての採用は少ないです。非正規採用が多く、収入が不安定であり、福祉的就労での低賃金では、自立は大変難しいです。子供の月給の少なさに対し、とても不安に感じている親は少なくありません。卒業後を見据えた支援の充実について答弁をお願いします。

○最上特別支援教育課長 特別支援学校高等部を卒業する生徒の就労に関してですが、これまでのいわて特別支援教育推進プランの中でも取り組んでおりますが、今回のプランにも取り組みを継続して入れようと考えている特別支援学校と企業との連携協議会であったり、実習や雇用を受け入れるサポーター制度等、さまざまな就労支援に関する取り組みを行っておりますので、改めてこの辺の取り組みの目的を確認しながら、さらに充実させていきたいと考えているところです。

あわせて次期プランにおきましては、障害の種類や障害の重い子の就労先についても、先ほど申しあげました事業等を踏まえながら、できる限り本人や保護者の希望する就労先が選択できるような取り組みを進めていきたいと考えているところです。

○小西和子委員 最後に保護者の声です。社会に認められ、共生していくために障害児や障害者ができるだけ障害のない人と同じような選択肢が与えられ、選択したことが実行できるための支援を必要としております。社会の中で障害者が対等に生活するためには、障害を特性と捉えていることが重要だと考えます。できないではなく苦手という考えで、どの人も得意と苦手を持つ同じ人間であり、得意を生かしながら自立を図ることや人とかわり合いながら平等で対等な人間関係を構築していくことを望んでおりますということです。佐藤教育長、コメントをお願いします。

○佐藤教育長 今保護者の方からのお声ということなのだと思うのですが、このい

わて特別支援教育推進プランは、従前から策定はしてきておりましたが、共に学び、共に育つ教育の推進を掲げながら、つなぐ、いかす、支えるというキーワードで取り組んでおります。特に、学校にいる間はいいのだけれども、卒業後が大変なのだという声があるという話は前々から伺っておりますので、さまざまな工夫や取り組みをしながら、社会に出て、いわゆる障害のない方々と一緒に働いていけるような、そういう可能性をできるだけ学校にいるうちに広げていく取り組みを今後もやっていきたいと考えております。それにはいろいろなスタッフの支援も必要であり、看護師ほかいろいろな方の支援もいただいておりますが、県教育委員会として、そういった意味では一生懸命やっていきたいと思っております。

○小西和子委員 よろしくお願ひします。

○上原康樹委員長 この際、10分ほど休憩に入りたいと思います。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の報告に対し、ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、委員の皆様からこの際、何かありませんか。

○関根敏伸委員 それでは、私からは広い意味で不登校支援について伺いさせていただきます。

きょうの常任委員会でもさまざまな質疑がございましたし、きのうまでの本会議でも随分多くの議員が取り上げていたと思います。ことし2月の教育長演述の中で不登校支援に触れられて、児童生徒に寄り添った専門的見地による教育相談体制の充実と、フリースクール等民間団体と連携した多様な学びに向けた検討を進めるといったことが述べられておりました。これに沿った中で、今不登校対応が動いていると認識しております。

その中で大きく2点伺いたしたいのですが、まず技能連携校という制度があると思えます。これは法律的には技能教育施設と呼ぶそうではありますが、一定の不登校の子供たちにとって支援の役割を担っているのではないかと認識しているわけですが、改めて教育的な観点から、いわゆる技能連携校における不登校支援の役割を、県教育委員会としてどのように認識されているのか伺いたしたいと思います。

○中村高校教育課長 技能連携についてであります。技能連携制度等は、高等学校の定時制または通信制の課程に在籍する生徒が各都道府県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受けている場合、その教育施設における学習を在籍高等学校における教科の一部の履修とみなす制度でございます。この制度は、定時制及び通信制課程でもある勤労青年の学習上の負担を軽減するためのものではありませんが、広域通信制高等学校と連携する技能教育施設では、さまざまな課題を抱える生徒が日常的に居場所として生活面や学習面での指導や支援をはじめとして多様な活動を行っており、技能教育という本来の役割を超え

て事実上通信制高等学校と一体をなして、高等学校の支援教育を実施している現状もあると認識しております。

○**関根敏伸委員** 全くおっしゃるとおりだと思います。本来の視点の目的から今大きく広がって、不登校支援でありますとか、さまざまな課題を抱えた子供たちにとってある意味なくてはならない多様な学びの場の一つになっているのではないかと認識しております。

そういった中、議会でもたびたび取り上げられております矢巾町の星北高等学園は、直接的にはふるさと振興部が所管されていると思いますけれども、大きな評価を受ける形の中で運営費支援金が倍増されたということもあります。

星北高等学園は、岩手県内でただ一つの技能連携校だと私は認識しておりますが、それで間違いがないのか。そして、改めて星北高等学園が果たしてきたことへの評価については、教育委員会としてはどのように認識されているのかお伺いいたします。

○**中村高校教育課長** 星北高等学園は県内唯一の技能連携校となっております。星北高等学園は、商業科目を中心として技能連携を行っているわけですが、そういった中において、不登校の生徒に対する支援も行っていると認識しております。

○**関根敏伸委員** わかりました。その上で、技能連携校を技能教育施設と指定するのは、県教育委員会だと思っております。学校教育法やその施行令、規則によってこの技能教育施設の指定が行われると認識しておりますが、改めて技能連携校に指定する上で具体的に求められる基準がどういったものなのか教えていただきたいと思っておりますし、指定までの期間はどの程度かかるのか。一律には言えないのかもしれませんが、その辺を教えていただきたいと思っております。

○**中村高校教育課長** 指定の基準でございますけれども、学校教育法施行令及び技能教育施設の指定等に関する規則で示されておまして、まず設置者がこの政令及び文部科学省令を遵守する等、設置者として適当であること、就業年限が1年以上であり、年間の指導時間数が680時間以上であること、技能教育を担当する者で半数以上の者が技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者であること、技能教育で実施する教科は、高等学校の職業に関する教科であること、技能教育を担当する者の数が技能教育を受ける者の数を20で割った数以上であること、科目ごとに同時に技能教育を受ける者の数が10人以上であることや必要な施設整備を有することなどがございます。

指定までの期間につきましては、これらの基準を満たしているかをしっかり確認させていただくということでお時間をいただいているところで、明確にはお答えできない状況でございます。

○**関根敏伸委員** 今連携校の設置主体についても触れられておりましたが、星北高等学園の場合は、学校法人の資格を有した専修高等学校でありますし、他の県などを見ても各種学校、職業訓練校、企業そのものが設置している場合があると思っておりますけれども、この設置主体について、今冒頭で触れられておりましたけれども、設置主体の法人格などによって、制約が設けられているのかどうか。

例えばNPO法人などの資格を有した者が設置主体となることを排除する規定になっているのか、なっていないのかを教えてくださいたいと思いますし、あわせて今まで岩手県内で技能連携校を指定して、県が許可を出さなかった例などはあるのか、ないのかも伺いさせていただきます。

○中村高校教育課長 設置者についてでございますが、政令におきましては、こういったものを遵守する等、設置者として適当であると認められる者であるということでございます。個別のそういった学校の形態等につきましては、文部科学省に相談、確認をしながら進めさせていただいているところでございます。

許可を出さなかった例については、現在把握しておりません。

○関根敏伸委員 ぜひ後ほど教えてくださいたいと思います。適当と認められる者は、県教育委員会が適当かどうかを判断するのだと思いますが、文部科学省の指導を得ながらというお話もございました。全国では、NPO法人が設置主体となって技能連携校となっている例もあると私は承知しております。

その上でなのですけれども、県教育委員会としても、ふるさと振興部にしても県内唯一の技能連携校である星北高等学園に対して必要性を認めていらっしゃると思います。言うまでもなく不登校生徒がふえ続ける現状があるわけでございますけれども、まさに教育機会確保法——義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律の流れの中で多様な学びの場の確保に向けた検討を進めるという教育長演述の流れに沿った中で、私はある意味こういったものを活用していく時期に来ているのではないかと考えているわけでありませう。

星北高等学園は、最新の情報ですと72名の生徒がいらっしゃるようですが、そのうち約5割である32名は県南地域の中学校の卒業生でいらっしゃいます。やはりこういったことは、先ほど申し上げました広域通信制高校と連携して、スクーリングをやったり、基本的に学校に来て登校される形で高卒資格を得るということでもありますから、現実的にやはり登校の負担やスクーリングを受ける場合の負担など、当然さまざまな負担が生じてくるわけですね。

そういった意味において、広い県内において、この技能連携校をうまく活用することによって、不登校の子供たちにとって学びの場を提供するという意味で、県教育委員会は設置基準には厳しく当たらなければならないのは当然ですけれども、そういった視点を持つことは必要ではないかと思えます。

東北地方では、県内1校なのは岩手県と秋田県だけですね。宮城県、福島県、山形県、青森県は2校ないし3校持っていますし、先ほど申し上げました企業が設置主体になっているところもあれば、NPO法人が設置主体となっているところもある状況であります。

そういった観点から、改めて県教育委員会として、不登校支援における技能連携校を今後さまざまな多様な場に位置づける中で、やはり子供たちのために設置促進などの環境整備に努めていくべきではないかと考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○中村高校教育課長 技能連携校の設置についてですが、星北高等学園につきましては、技能連携の指定を受けて、不登校支援等も行っていることは、先ほどもお話したとおりでありまして、基にあるのは商業の教育をやっていくというところから入って、現在は不登校支援を行っているということでございます。

設置基準をしっかりと見ながら、適格だと判断される場合にはこれを認めるということになっているかと思っておりますので、いずれ設置基準をしっかりと見ながら判断させていただきたいと考えております。

○関根敏伸委員 まさにそのとおりだと思います。不登校支援がどういった方法がいいのかは、さまざまあろうかと思えます。学校の場合に戻さずに多様な場であることを認める、あるいは不登校であることをそのまま認めるという支援のあり方もありなのです。いろいろな不登校支援のあり方がありますが、一方では、やはり学校に行けなくなった、中退をしたことによって高卒資格を得られないということにより生涯的な賃金に開きがある。いつか聞いたことがありましたけれども、中卒と高卒では相当な開きがあると聞いております。そういった意味では、高卒資格だけは取りたい、取らせたい、こういう思いを持つ本人や保護者にとっては、必要な支援のあり方だろうと思っておりますので、子供たちにとってふさわしい基準を満たしているのか、設置基準は厳しく見ていただくということは当然であります。県教育委員会としてもそういったことへの認識をさらに深めていただければありがたいと思えます。

その上で2点目ですが、民間団体と連携した居場所づくりの必要性についてです。先ほど冒頭に教育長演述について申し上げましたが、この間の一般質問も含め、佐藤教育長は、たびたび不登校について答弁されていらっしゃいますが、学校内の居場所づくり、学校外の居場所づくりということにも強く触れられておりますし、フリースクールや民間団体、地域との連携強化によって一層の支援をしていくのだと、何度も繰り返し答弁で述べられております。その具体的な方策の一つである民間団体との連携というものも、やはりそろそろ深めていく時期ではないかと思っておりますけれども、その上で県では県教育委員会が主体となって岩手県不登校児童生徒支援連絡会議がつくられました。令和3年度に設置されておりますから、ちょうど3年目を迎えます。初年度はコロナ禍があつて、会議自体の開催もなかなか簡単ではなかったと聞いていますが、この間岩手県不登校児童生徒支援連絡会議において、さまざまなフリースクール等の民間団体と交流したり、情報交換したり、課題の整理をしてきたと思うのですけれども、岩手県不登校児童生徒支援会議が行われて得られたものを、どのように整理されているのかお伺いいたします。

○千田生徒指導課長 民間団体との連携についてであります。県教育委員会では、フリースクール等民間団体との情報共有の場として、岩手県不登校児童生徒支援連絡会議を設置し、これまで児童生徒に対する多様な教育機会の確保に向けて不登校児童生徒への支援や学校との連携のあり方や、ICT等を活用した学習支援の取り組み等について議論を行ってきたところでございます。令和5年度も会議を開催しまして、話題となったこととい

たしましては、不登校児童生徒への対処について、学校と連携した保護者への支援について、保護者向けの情報提供について、各市町村、教育委員会や各教育事務所の関係者との情報交換について、議論されたところでございます。

○**関根敏伸委員** 恐らく今、県内には多くの不登校支援を行う民間団体が出ているのではないかと思いますけれども、その民間団体が果たしている役割を、どのように評価されていますか。

○**千田生徒指導課長** 民間団体が果たしてきた役割でございますけれども、今年度も我々が調査したところによりますと、民間団体が10団体あり、利用している不登校の児童生徒は、小学生69名、中学生53名、高校生が76名の合計198名でございます。この子供たちの学びの場あるいは居場所として、非常に大事な場所になっていると認識しております。

○**関根敏伸委員** これも一般質問で明らかになった数字だと思います。多くの子供たちの居場所として、学びの場として、いろいろな役割を担っているの民間施設だと思います。

佐藤教育長もいろいろな民間施設をごらんになっていると思いますし、先般県南地域における居場所づくりに二、三年集中的に活動している施設もごらんになったと伺っておりますけれども、視察の状況がどういったものであったのかと、視察を終えての佐藤教育長の感想などありましたら、お伺いしたいと思います。

○**佐藤教育長** 不登校支援ということで、教育長演述の中にもフリースクールとの連携があると御紹介いただきましたが、令和3年度からフリースクールというのは実際に一体何をやっているのだろう、県内にどのくらいあって、どういう方々がやっているのだろうということを必ずしも詳細に把握しているわけではありませんでした。そこで岩手県不登校児童生徒支援連絡会議を設置して、そこにできるだけ多くのそういう方々にも入っていただき、当然教育委員会や教育支援センター等も入って、情報交換して、お互いどのようなことをやっているのかをわかり合うというところからやろうということで立ち上がったわけです。

私もそういう情報は得ていたわけですが、実際にフリースクール等が主催する、例えばシンポジウムなどに参加して、その代表の方とお話する機会は多々あったのですが、実際に現場に足を踏み入れたことは、実はなかったのですが、できるだけ回ろうということで盛岡市内1カ所、県南地域1カ所をこの間回ってまいりました。まずは志を持った方々が同志を募って、なかなか厳しい運営状況ではあるのですが、そういう子供たちを受け入れて、居場所や学びの保障に向けて本当に渾身の努力をしていることを理解しました。

たびたび言っているのですが、県教育委員会は学校の設置者ですので、学校をよくしよう、魅力ある学校づくりをしよう、学校を支えましょうということは行っております。教育行政としても、その学校を支えるために教育支援センターをつくったり、やれることをやりましょうと。この連携会議もその一環だと思っておりますけれども、なかなか行政だけではやり切れない部分があって、民間の方々が活躍されている部分もあるわけですから、そこどうまく連携して、そういう子供たちのためになるような取り組みを一緒にやっ

ければと今回訪問して改めて実感したという次第でございます。

○**関根敏伸委員** 現場を見ていただいたということで、やはり必要なことだと思いますし、現場を見て改めて感じられたことというのはたくさんあると思います。県南地域の施設についても年間の利用人数が約 2,000 人だと聞いております。どちらかという、不登校当事者というよりは、不登校児童生徒を抱えている親御さんが相当困っておいでになっている。先ほど連絡会議のお話の中でも親の支援が話題になったと触れられましたが、不登校本人とともに家族をどう支援するのかは、教育委員会だけの問題ではないのかもしれませんが、そこはしっかりとする必要がありますし、利用者の声を聞くと、不登校になり学校にも相談した、行政にも相談した、県教育支援センターにも行った。でも、思うようにならなくてここに来たという人が相当いらっしゃる。

行政、まさに県教育委員会がさまざまやっっている取り組みは大事ですが、そこで手の届かない民間ならではの活動をしているところに行き着いて、初めて親御さんの居場所、子供の居場所も確保できる、そういったことがあるという現実を踏まえたときに、もう連絡会議をつくって3年になるわけですし、現場を見に行っているわけですから、民間との連携という踏み込んだことを、連携のその先を具体的に考えていくべきではないかと考えております。そういった意味では、学校外の居場所として、あるいは教育相談体制を担う一つとして、民間をうまく活用する。財政的な基盤が弱くて、やりたいことがよくできていないのはどこのNPOも共通した課題なのです。やはりそういったところに踏み込んでいったほうが、子供たちと親御さんたち両方の支援に結びついてくると考えますけれども、改めてさらに踏み込んだ民間との連携、その先の支援ということでの民間団体の活用について、佐藤教育長の所感をお伺いしたいと思います。

○**佐藤教育長** 踏み込んだ取り組みということで、我々としても来年度の予算要求に向けて内部ではさまざまな議論を重ねてきております。ことし初めて会議等に国費を活用してしっかりした会議にしてきたというところもあります。その会議を母体にして、もう少し発展的な形で、スクールの代表だけではなくて保護者も巻き込んだ形で何か一緒に活動できないかということで実は議論はしております。ここから先はなかなか予算との兼ね合いもあるし、国の関係もありますけれども、我々の思いとしては、せっかくできた会議でのつながりを足がかりに取り組みを進めていきたいという議論を重ねてきておりました。

○**関根敏伸委員** まさに今、来年度に向けたいろいろな取り組みが議論される時期だと思いますし、そういったときに佐藤教育長が現場をごらんになったということは、非常にタイムリーだと考えております。先ほどの技能連携校も含め、来年度不登校支援に向けていろいろなことを考えていただくべき時期ではないかと思えます。

最後に、国でも不登校支援についてはさまざまな補正予算もつけられたようですし、来年度の文部科学省の概算要求でも 115 億円が要求されているようでありまして、国も不登校特例校に踏み込んでいらっしゃると思いますよ。これはまさに自治体がやるべきことだと思いますし、基本的には県教育委員会ではなくて、各市町村の教育委員会等が考えていくべ

き課題ではないかと思っております。

岐阜県の岐阜市立草潤中学校は、初めて公設で特例校をつくったところだったのですが、前任期の教育・子ども政策調査特別委員会では、当時設置したときの教育長だった方に話を伺ったのです。一言でいいますと、話を聞いて不登校特例校をつくるハードルは、予算的なことも含めて決して高くないと私は思ったのです。いわゆる空き教室や使われなくなった校舎をうまく使う。それに支援しようという動きで、文部科学省の概算要求もそういったところに向けているようであります。やはり県教育委員会が不登校特例校に対してどういった意識を持っているかということは、市町村教育委員会にもいろいろな影響があると思いますので、不登校特例校という存在について、県教育委員会がどのように考えているのか、佐藤教育長に答弁をお願いしたいと思えます。

○佐藤教育長 不登校特例校についての考え方でございますが、不登校特例校は制度化されて、市町村単位で全国から出てきている。まだ都道府県レベルでつくったところは承知しておりませんし、文部科学省としてもそれをふやしていく方向性だというのは承知しております。

一方で本県は県土が広うございまして、盛岡市に1カ所つくってそれで済むという話でもないということがあって、否定するつもりは全然ないのですが、おいおいしっかりとそれは県なのか、市なのかというのはあります。そういった意味では、どちらかというと先んじて教育支援センター、これは学校内外ですけれども、こういったものを全域にまずつくるべきではないかということあって、ことしから国の補助制度を使って市町村に補助金を出すという形で教育支援センターをもっとふやしましょうという取り組みを進めてきています。

市町村も持ち出しはありますので、なかなか厳しいところがあり、今年度は二つなのですけれども、実は希望とすればもっとやっていきたいという市町村がありますので、そういうところにもう少し助言しながら事業をやっていただく方法を考えておりまして、そちらを優先して進めている状況であります。

○小西和子委員 まず、教員採用試験についてお伺いいたします。

本年度の教員採用試験の小学校教員の倍率を伺います。あわせてほかの東北5県の倍率もお伺いいたします。

○熊谷小中学校人事課長 今年度実施いたしました教員採用試験についてであります。岩手県の小学校教諭の受験者数は282名で、そのうち採用候補者数は130名でありました。受験倍率は2.2倍であります。東北5県の小学校教諭の受験倍率ですが、青森県は1.1倍、秋田県は1.4倍、宮城県は1.4倍、山形県は1.2倍、福島県は1.2倍と伺っております。

○小西和子委員 3倍を切ると危険水域ですから、県教育委員会の皆様方は危機感を持って捉えていると思えます。東北地方の中では、最も倍率が高いということではありますけれども、明らかに学生が教員を志さなくなっているということが顕著に表れています。来年は、恐らく岩手県も2倍を切るのではないかとと言われております。倍率の減少に歯どめ

がかかっているということでございます。長年岩手県の教育に貢献をしてきた講師の声を聞いたことがありますか。

○熊谷小中学校人事課長 講師の声を聞いたことがありますかという御質問ですが、講師を直接任用している各教育事務所からであります。面接時に教員採用試験について話題となった際には、通常業務と採用試験の準備の両立が大変だという話をされた方がいると報告を受けているところであります。

○小西和子委員 そうですね。正規職員と同じような仕事をしているのです。臨時的といながら臨時ではなく、同じ仕事をしているのです。なかなか採用してもらえないわけです。その中には、大学を卒業して二、三年ぐらいの講師もいれば、もう10年、20年も講師を続けているという方もいらっしゃいます。なかなか採用してもらえないのであれば、もう来年は受験せずにはほかの仕事を探そうかという方の声も聞いております。小中学校は多分1,000人ぐらいいますし、県立として800人ぐらいいると聞いておりますけれども、やはりそういう岩手県の教育に貢献してきた人たちを優先的に採用すべきだと考えます。このまま対策を講じなければ教職を諦め、ほかの仕事に流出することが考えられますけれども、佐藤教育長の見解をお伺いいたします。

○佐藤教育長 本当に教員確保は最重要課題の一つであります。今年度は県内外の33の大学について、訪問やオンライン説明会を開催して、大学生の皆さんに本県が求める教員像、やりがい等について情報発信してきました。また、教員が意欲を持って働き続けることができるように、働き方改革等を進めております。

教員採用試験につきましては、東北6県一緒でございますので、来年度の試験につきましては、合意ができて、1次試験の期日は1週間前倒しになりました。北海道の日時や関東の日時とかぶらないという調整もありまして、来年度は1週間前倒し、再来年度以降はまた協議になります。

もう一つ本県で初の試みとしまして、この間報道もありましたが、12月16日にペーパーティーチャーの説明会、研修会を開催することとしておりまして、教員として働くことに関する研修会において情報提供をして、教員についていただきたいと考えていますし、先ほども申しましたが、採用試験の見直しなど、他県とも連携しながら、さらに取り組んでまいりたいと思います。

○小西和子委員 他県では、ある一定年数講師をしているのであれば、1次試験は免除など、そういったこともあるようですが、岩手県は全くそういうことがございませんので、前向きに検討していただきたいと思います。

二つ目、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについてお伺いいたします。畠山茂議員の一般質問には、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーがすごく活躍をしているという回答がございました。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況は年間でどのくらいか、週あたりは何時間、1日は何時間ということと、悩みを抱える子供や保護者に対して十分な対応ができていますでしょうか。カ

ウンセリングを受けたいときに受けることができるのでしょうか。必要なときに家庭や子供との接触ができていますでしょうか。ケース会議等の情報共有ができていますでしょうか。あわせてお伺いいたします。

○千田生徒指導課長 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況についてでございますが、令和5年度のスクールカウンセラーの校種ごとの主な配置状況でございますが、小学校では1日4時間、年30回配置、中学校では1日6時間、年30回配置、高等学校では1日6時間、年12回配置、特別支援学校では1日3時間、年7回配置となっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、1日6時間、週2日、年間420時間勤務、1日6時間、週4日、年間840時間勤務としており、令和5年度は六つの教育事務所に配置し、市町村教育委員会の要請を受け、各学校に派遣しているところでございます。

次に、悩みを抱える子供や保護者に対する対応についてでございますが、令和5年度、学校に定期的に訪問するスクールカウンセラーの配置率は、中学校、高等学校、特別支援学校では100%、小学校は51%となっておりますが、定期的な訪問のない小学校につきましては、教育事務所に配置しておりますスクールカウンセラーが計画的に訪問するなど、全ての学校に対応できる体制を整えているところでございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校からの要望に応じて学校や家庭を訪問するなど、児童生徒、保護者に対して支援をしております。

また、教育事務所や学校などで行われるケース会議などにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加し、指導主事、教職員、医療や福祉等の関係機関等と情報共有することで適切に支援につなげているところでございます。

○小西和子委員 現場からは、先ほど4点示したことができていないという声が上がっております。

次に、不登校やいじめの問題解決に向けてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況の改善が必要と考えます。相談したいときに相談できない。相談しようと思っても、順番がもう誰の次は誰と決まっております、すぐには相談できない体制になっているのです。ですから、不登校やいじめの問題解決に向けてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況の改善が必要と考えますが、県教育委員会として今後どのような対策を取っていくのか伺います。

○千田生徒指導課長 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況の改善についてでございますが、不登校やいじめなどの悩みを抱えている児童生徒の中には、学校内外の教育相談等につながっていない者が一定数おり、教育委員会、学校、教育支援センター、関係団体等が連携して、アウトリーチ型支援を積極的に進めていくことが重要であると認識しております。

このため従前から教育事務所に配置していたアウトリーチ型支援の核となりますスクールソーシャルワーカーにつきましては、配置や勤務形態を見直し、本年度新たに教育事務

所管内を統括するエリア型スクールソーシャルワーカーを配置したことによりまして、県全体のスクールソーシャルワーカーの配置時間を令和4年度の7,560時間から本年度は9,240時間にふやしたところでございます。

また、全ての教育事務所等にエリア型カウンセラーとして14名配置しておりますけれども、各教育事務所における組織的な対応を強化するとともに、関係機関との連携や指導主事等との情報共有を進め、支援が必要な児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めているところでございます。今後も児童生徒のSOSをキャッチした後に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門性を発揮して、チーム学校としての早期支援ができるよう適切な配置に努めてまいります。

○**小西和子委員** なかなかその実態に追いついていないというのが現状であります。前回は話をしたのですけれども、不登校児童生徒数に現れている。例えば中学校は1,388人、小学校は617人とありますけれども、欠席日数が30日未満の子供たちは、校門にタッチで登校としますというところがあるのです。別室登校も多いです。中学校の95%は別室登校があり、それも複数であると答えています。本当にそれが多忙化にもつながっておりますので、ぜひスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの配置の改善をお願いいたします。

次に、生理痛等高校入試の追試についてお伺いいたします。公立高校入試で生理痛が追試の対象になると答えたのが青森県、秋田県、山形県など15道府県でしたが、岩手県はどのように対応しているのか伺います。

○**中村高校教育課長** 県立高校入試における生理痛の取り扱いについてでございますが、全国の公立高校では、病気等により検査日に受験できない生徒を対象として追試検査を実施しております。本県におきましても、令和元年度入試から実施しているところでございます。

本県の県立高校入試では、健康上の理由による追検査の対象者を新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等により本検査を受験できない者と示しております。この、等と示しているところでこれまでも新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ以外の健康上の理由でも医師の診断書の有無や受験者の状況により追検査受験を認めてきておまして、月経に伴う体調不良の生徒についても同様の対応をしているところでございます。

○**小西和子委員** 青森県、秋田県、山形県などと同じように配慮してきたと捉えてよろしいですね。

次に、11月16日の参議院の文教科学委員会で文部科学省は、月経に伴う症状を含め健康上の理由により、やむを得ず用意された試験日程で受験できない生徒の受験機会を保障することが重要だと強調しました。さらに、文科省初等中等教育局長が、都道府県に生理による追試が可能であることを年内に文書により周知したいと述べました。今後どのように対応していくのでしょうか、佐藤教育長の見解をお伺いします。

○**佐藤教育長** 生徒の受験機会の確保についてですが、県立高校入学者選抜に当たっては、

受験する生徒の資質、能力を公平、公正に評価するために、病気等により本来の力を出せない生徒のために受験機会を確保することは必要だと考えております。

先ほど中村高校教育課長から申し上げましたとおり、本県の県立高校の入試におきましては、これまでも新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ以外の理由であっても受験者個々の状況により対応してきたところがございますが、今後文部科学省から高校入試における月経に伴う体調不良への対応について通知される内容を踏まえて、県立高校入試での具体的な対応や手続について検討し、受験機会が確保されるように努めてまいります。

○小西和子委員 そのようにお願いします。中には診断書を求めるなどがありますけれども、動けないのです。私はそういう人間ではなかったのですけれども、動けないのです。物も食べられません、吐いてしまいます。うちの長女がそうで、大学受験のとき、もう気が遠くなりそうだったと言いながら受験してきたのですけれども、そういう状態になるのです。ひどい症状といいましょうかね。ですから、診断書を提出しろなどということではなく、そういう子供は、中学校のときから毎月、授業も受けられない状況が考えられますので、中学校校長からの何か証明などがあればオーケーというような柔軟な対応をしていただきたいと思います。

最後に働き方改革についてお伺いいたします。教職員の働き方改革は、過重な業務や時間外在校時間を縮減するための実効性ある取り組みが必要であります。しかし、教員が何人もいる学校は、学校行事、学校公開、それから今目立つのは創立百何十周年記念行事の企画、実施など、コロナ禍前に戻そうとする動きが見られます。追い打ちをかけるように2学期からはスクールサポートスタッフが引き上げになりました。県教育委員会の皆さんはよくわかっていますね。岩手県教職員働き方改革プランの結果の中で、目標達成状況というのがあります。その中で、健康で生き生きと業務ができていると感じますかということ、感じていないと答えている。小、中学校では多くが感じていませんと言っていますし、健康に業務ができていますかということに対して、できていません。その要因は、過労による心身の負担ですと県立よりも義務教育学校で大幅にふえているのです。全然働き方改革などできていないのです。

家族の時間や自分の時間も全く確保できていない。だから、教員になろうとする人たちが減っているのです。昔であれば、教育実習をして、こんなに大変なのだということでやめますよね。今は、大学を受験するときから教育学部には行きません。そこから減っているのです。そして、結婚する、しないといったときに、教員ですと言うと、ああ、いいですと。教員は休日もない、夜も遅い、ワーク・ライフ・バランスとは全くほど遠い生活になるので、結婚相手としても断られます。それが現実です。

8月28日に、中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会において、教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策、提言が取りまとめられました。随分前の話ですけれども、この提言は、できることは直ちに行うという考えのもと、緊急的に取り組むとのことでありましたが、県教育委員会として具体的にはどのように取り組みを行っ

たのでしょうか。効果のある取り組みですよ。

○大森教職員課総括課長 中央教育審議会の提言を受けた取り組みについてでございます。中央教育審議会が本年8月に取りまとめました教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組む施策の提言を受けまして、県教育委員会としても学校における働き方改革の取り組みの必要性と緊急性を、改めて認識しているところでございます。

先ほど小西和子委員からお話があったできることを直ちに行うという趣旨を踏まえ、先ほど一部御紹介しました取り組みに加え、現にやっている取り組みのほか、県立学校に対しましては、これまで事務局が実施主体となって各学校に対応を依頼してきた調査等に対して、縮小、廃止または代替措置による負担軽減ができるものがないか学校側から直接意見をもらう取り組みを行っているところでございます。

学校からは、多くの意見等の提出がございまして、働き方改革を推進する観点から学校において少しでも負担軽減が図られ、負担軽減を実感できるように現在事務局、各室課において検討を進めているところでございます。

また、市町村教育委員会に対しましては、提言に記載されている取り組みにつきまして、管内の小中学校に周知を図るとともに、適切な対応を依頼する旨の教育長通知を発出するなど、国の動向を共有しながら県全体における学校の働き方改革が推進されるように促しているところでございます。

○小西和子委員 県立学校の目標達成状況調査で100時間超えが非常に減ったと出ていますけれども、これは岩手県教職員働き方改革プラン推進会議のときにも話があったと思うのですが、それは虚偽の報告だとわかるのです。校長や事務長から何とか100時間以内に抑えてくださいと話して、タイムカードを押してから仕事をするようなことが横行しております。本当に働き方が前より楽になったと実感できる働き方改革をしていただきたい。

文部科学省は、働き方改革の取り組みにおいて、標準授業時数年間1,086単位時間を大幅に上回っている学校は見直すことを前提に点検を行うとしました。しかし、学習指導要領により、学習内容が肥大化し過ぎて授業時数に全く余裕がない状況です。そのような中で、岩手県学習状況調査が10月4日に実施され、授業時数を一層圧迫させています。その上、1週間以内に調査の実務作業を終え、提出するようにとの強硬な対応であり、県教育委員会の掲げる働き方改革に逆行しております。東北地方でいうと青森県では、来年から独自の学習状況調査を廃止すると発表がありました。たしか全国の中でも3分の1以上が、もう廃止しているのです。

子供たちが安心して通えるように学校観を変えていかなければならない。学校教育のあり方を根本から考え直すことで不登校児童生徒を減らすなど、特別支援を必要とする子供たちにいっぱい向かい合うことができるというように変えていかなければいけないと思います。本来、子供の居場所づくりとしての学校が求められています。岩手県がどの子供たちも安心して学べる学校づくりにかじを切ってほしいと思いますけれども、文部科学省の

提言を受け、岩手県学習状況調査の廃止など、県立、公立小中学校における県教育委員会の働き方改革の具体的な取り組みについて伺います。

○**渡會学校教育企画監** まず、御指摘いただきました県学習状況調査についてでございますけれども、採点や集計業務に係る負担の観点から令和3年度より小中学校共に4教科実施していたものを2教科に厳選して実施したところであり、効率的な実施に努めてまいりたいと考えております。一方で児童生徒一人一人のつまづきを把握したり、指導の際にも活用したりする観点から、それらの両立を図りながら実施していく必要があると考えております。

学力向上の取り組みを少しでも後押ししたいと考えて、その一つ的手段として実施しているものではございますけれども、小西和子委員が御指摘のとおり、働き方改革の視点から先生方の負担軽減に配慮しながら、ICTを活用した取り組みを見据えて効率的な実施について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○**大森教職員課総括課長** 今後の働き方改革の具体的な取り組みについて御答弁申し上げます。

まず、先ほど小西和子委員から実績についてお話がありましたけれども、県立学校の例でございますが、月100時間以上時間外在校等時間、いわゆる残業をした職員は、令和元年には1,857人だったものが令和4年度は21人でございます。令和5年度上半期につきましては、上半期時点で3人という状況でございます。同じく月80時間以上の者でございますが、令和元年度は4,006人だったものが令和4年度には1,059人、令和5年度上半期で695人ということで一定数減少しており、働き方改革の取り組みの成果は出ているのではないかと認識しているところでございます。

今のプランとあわせまして現在県教育委員会では、令和6年度を計画期間の初年度とする次期働き方改革プランの策定に向け取り組んでいるところでございます。次期プランの策定に当たりましては、各校種の校長会、PTAの方々、市町村教育委員会、あとは職員団体により構成されます岩手県教職員働き方改革プラン推進会議におきまして、さまざま御意見をいただいております。そういった御意見を踏まえながら、目標値の設定ですとか、具体の取組について検討を進めているところでございます。

今後も各種の事務事業の見直しですとか、学校行事の見直し、さらにはICT機器を活用した会議の効率化など、これまで効果があった取組につきましては、継続を促していくとともに、中教審の提言に示されている取り組みや推進会議における御意見などを参考にプランを策定し、各市町村教委に対しましては、引き続き県教育委員会のプランや取組状況等の周知を図ることなどにより、業務負担の軽減が実感できますよう県全体の学校の働き方改革を推進してまいりたいと思っております。

○**小西和子委員** 先ほど岩手県教職員働き方改革プランの成果である目標達成状況を御紹介しましたがけれども、県立の人数が減っているのは、虚偽の報告があるからなのです。小中学校の場合は、持ち帰りや土日を含めると平均が100時間を超えるのです。過労死ライ

ンが 80 時間のところ、平均が 100 時間を超える。先ほど紹介したように、健康で生き生きと業務ができていると感じていますかという項目に、感じていないと答えているのです。健康に業務できていない要因は何ですかというのと、過労による心身の負担だということ、今にも倒れそうなのです。こんなことで岩手県の教育は持続可能なのでしょうか。改善を求めます。

私の同級生や知り合いに過労死している人間が何人もいます。息子さんが過労死された遺族の方の言葉を読み上げます。学校は子供の命の大切さを説く場であるなら、それを教える教師こそ自分自身の健康と家族、周囲を思いやる心を培っていただきたいと思います。どうか学校の現状を見つめてください。給特法にむしばまれた職場環境をみずからの手で変えるという強い信念のもと、職場改革に取り組んでください。これは、そのまま県教育委員会に向けたいと思います。佐藤教育長、所感をお願いします。

○佐藤教育長 学校現場で働き方改革を一層進めていかなければならないのは、小西和子委員の御指摘のとおりだと思っております。その業務を、本来教員がやるべき業務なのか、それ以外の業務なのかということをしつかり見定めることも非常に重要でございます。教員が個々の生徒にしつかり向き合っていけるような時間をつくっていくのも大事なことだと思っております。我々とすれば、働き方改革プランを関係者に集まってつくっていただいて、目標の実現に向けて取り組んできておりますし、今後もさまざまな方々の御意見、英知を集めて次期プランを策定し、それに基づいて学校現場の働き方改革を進め、教員になりたいという若い方々がふえていくように努力してまいりたいと思っております。

○小西和子委員 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法は、公立の学校だけです。私立や国立は労働基準法に基づいて三六協定でやっているわけですね。やはりそこが問題なわけですので、県としてもそれを廃止するような動きをつくっていただきたいと思っております。ぜひ直ちに実行していただきたいと思っております。

○斉藤信委員 最初にインフルエンザの感染状況と対応について伺います。インフルエンザの感染状況、学級閉鎖、学年閉鎖、休校の状況は、9月以降、どのように推移しているのでしょうか。

○菊池保健体育課総括課長 学級閉鎖、学年閉鎖及び休校の状況についてであります。今シーズンのインフルエンザによる臨時休業措置状況は、厚生労働省による調査開始日である6月4日以降、保健福祉部で取りまとめた12月4日時点の公表資料によると、国立、私立学校を含め学校の閉鎖が9月1件、10月2件、11月16件、12月1件。学年閉鎖は9月3件、10月14件、11月98件、12月13件。学級閉鎖は9月1件、10月15件、11月112件、12月14件となっております。学校での感染防止対策の実施についてでありますけれども、インフルエンザの感染防止には、新型コロナウイルス感染症と同様に日常の健康観察、手指衛生や換気、マスクの着用、人と人との距離の確保など、基本的感染対策を行うことが有効でございます。このことにつきましては、文部科学省の通知、県保健福祉部の通知に基づき、感染予防、蔓延防止の徹底を図るよう市町村教育委員会及び県立学校に対して、

重ねて周知してきたところでございます。

加えて 11 月 29 日に公表された岩手県の 1 定点医療機関当たりのインフルエンザ様疾患の患者発生状況が 33.97 となり、警報基準とされている 30.0 を超えたことから、感染防止対策の徹底をより一層図るよう、改めて市町村教育委員会及び県立学校へ周知したところでございます。

○**斉藤信委員** 今回の答弁にあるように、11 月になって急拡大しているのです。これが 12 月にも続いているということですから、やはり新型コロナウイルス感染症対策の教訓をしっかりと生かしてインフルエンザの感染防止対策をしっかりとやっていただきたい。大事なのは、感染状況をリアルに伝えることなのです。ですから、そのように一人一人が基本的な感染防止対策を徹底するのが基本中の基本なので、残念ながら私は県や県教育委員会としても情報発信が弱いと思います。そういう意味では、それは県全体でも、学校でも感染状況の情報発信をしっかりとって、適切な感染防止対策を講じていただきたい。

これだけ学校の休業や学年閉鎖や学級閉鎖が起きていますけれども、岩手県のスクールサポートスタッフは本当に少ないと思います。各県は配置しているのにまだまだ少ないと聞いております。本会議でもそういう議論があったと思いますけれども、この現状を示してください。そしてなぜ岩手県の配置が少ないのですか。

○**大森教職員課総括課長** 教員業務支援員——スクールサポートスタッフの配置についてでございます。令和 5 年度においては、小中学校 7 校について配置しており、インフルエンザの感染対策も含めて業務負担軽減に取り組んでいただいているところでございます。

なぜ足りないかにつきましては、他県との比較ということもありますけれども、当方で課題意識を持っておりますのは、国の補助事業における国の負担割合が 3 分の 1 で、残り 3 分の 2 が県負担であることにより、増員に伴って県の一般財源の負担が増加することが課題だと認識しております。これまでも政府予算提言、要望や全国知事会を通じて国に対して必要な財源措置を講ずるよう、都道府県の財政負担の軽減が図られるよう要望しているところでございます。

現在令和 6 年度に向けて配置数等の検討を重ねているところでございますが、引き続き国の補助事業を最大限活用し、また国に対して必要な財源要望等も行いながら、スクールサポートスタッフの配置に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 国の予算配分が 3 分の 1 なのは全国共通でしょうから、岩手県の配置が少ないという理由の一つにはなっても、答えにはなっていないのだと思うのです。やはり配置を減らし過ぎたということで、新型コロナウイルス感染症だって本当に第 10 波がどうなるかわからないのです。第 9 波が第 8 波並みでしたからね。そういうことも含めて、せめて全国や東北地方の平均並みには配置することが必要なのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○**大森教職員課総括課長** 御指摘も踏まえながら、引き続き令和 6 年度の配置に向けて検討を重ねてまいりたいと思っております。

○齊藤信委員 令和6年度は、国の措置で予算がかなり拡充されたのではないですか。そういうことはないですか。

○大森教職員課総括課長 全小中学校に配置するだけの予算は、概算要求として要求しているということですが、補助率等については変更はないということです。また、補助単価も時給1,000円までで、1,000円以上は県の負担となるほか、通勤手当などのいわゆる交通費や健康診断などのさまざまなものは県が独自に負担するというところもありまして、そういう面で3分の2プラスアルファの負担が、配置をふやすことによって、いわゆる持ち出しがさらにふえてしまうというところが課題だと思っております。いずれそういった他県でもふやしているという状況も踏まえながら、現在検討しているところでございます。

○齊藤信委員 わかりました。今の答弁を聞いて、自由民主党政治の何と冷たいことかと痛感しました。

次に、不登校対策についてお聞きいたします。本会議でも、ここでも引き続き議論になりました。やはり不登校は、本当に学校教育が掲げる重大な問題だと思います。

不登校になった中学生、高校生の進路はどうなっているのか、どういうところに進学しているのか、また進学していないのか、そういうことは把握をされているでしょうか。

○千田生徒指導課長 不登校になった中学生、高校生の進路先の進路についてであります。国、県の調査におきましても、不登校になった中学生、高校生の卒業後の進路の項目はない状況でございまして、データとしては把握していないところでございます。

○齊藤信委員 中学校の場合には、例えば不登校のままでも卒業ということなのだと思います。しかし、一人一人の子供にとってみれば、その後の進路が一番大事なわけですよ。中学校は当然把握していると思うのです。ですから、そういうことをしっかり把握する必要があるのではないかと。

高校の場合には、やはり多いのは不登校と中退ですよ。不登校のまま卒業した場合は、高校の場合は卒業にならないですよ。中退になる。そうすると中退後の進路ということになると思います。

もう一つ、高校生で不登校はかなりの数あるのですけれども、中学校から一貫して不登校になっている子供がそのうちのどのくらいあるものなのか、高校に行って新規に不登校になる者はどのくらいになるものなのか、そうした実態把握も必要ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○千田生徒指導課長 中学校、高等学校におきましては、進路につきまして、生徒が自己のあり方や生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人、職業人として自立するための能力を計画的、組織的に育てており、さまざまな進路について一人一人の希望に沿った進路選択ができるよう、きめ細かに指導、支援しているところではございますが、今後の中学校、高校の進路の実態の把握のあり方につきまして考えているところでございます。

○齊藤信委員 先ほどの岩手県教育振興計画でも誰一人取り残さないとなっているわけで

す。その一つの焦点は、不登校の子供たち一人一人を絶対取り残さないことが、重要な試金石になるのではないかと思います。一番困っている子供たちに、本当にあなたを取り残さないよというメッセージは大事だと思います。今後の進路というのは生き方だから。先ほど次期岩手県教育振興計画のサブタイトルで、自分らしくとありました。不登校の子供たちはこのスローガンでどうなのだろうか。そこからはじかれるのではないのでしょうか。不登校の子供たちにも進路があるのですから、本当にそこまで見届けて支援する。父母の会の取り組みなどを聞きますと、やはり中学校では不登校でしたけれども、通信制に行ったり、高校に行って学び直すことができたということも結構あるのです。ですから、中学校卒業が一つの転機になって、不登校を乗り越えるという経験も少なからずあるようですから、やはり進路と転機をしっかりつかんだ支援を行う必要があるのではないかと思います。

不登校生徒児童は、小、中、高等学校を含めると 2,588 人です。学校として、学校に来られなくても、つながっているという、かっこよく言うとアウトリーチなのですけれども、つながっているその線は切らない。相談を受ける、様子を聞く、学校に戻すということではなく、そういうつながりは、しっかり維持するということが誰一人取り残さない方策として大変大事だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○千田生徒指導課長 児童生徒と保護者も含めてでございますが、つながりは大変重要であると認識しております。不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せずに適切な情報や支援が得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施、相談窓口の設置、保護者が必要とする情報を整理し、提供するなどの取り組みが必要であると認識しております。

○斉藤信委員 岩手県教育振興計画や不登校対策に、この問題をしっかり位置づけてやっていただきたい。

次に、体罰、不適切な言動等の不祥事等再発防止「岩手モデル」策定委員会の取り組みについてお聞きいたします。今年度に入ってから教職員の懲戒処分の件数と、そのうち教師の体罰、不適切な言動、セクハラは何件でしょうか。

○大森教職員課総括課長 今年度における懲戒処分の件数等でございます。今年度の 11 月末現在で 17 件となっております。そのうち体罰、いわゆる児童生徒への暴力、不適切な言動、わいせつ行為の処分件数は 5 件となっております。内訳でございますが、児童生徒への暴力、体罰による処分は戒告で 1 件、不適切な言動、暴言による処分が同じく戒告で 1 件、暴力と暴言を合わせた処分は減給処分が 1 件、戒告処分が 1 件でございます。生徒へのわいせつ行為による処分は免職が 1 件となっております。

○斉藤信委員 17 件の懲戒処分ですが、これは今年度の途中ですから決して少なくないと思うけれども、その中で 5 件が体罰、不適切な言動、セクハラで、再発防止「岩手モデル」を検討しているさなかで全く後を絶たないですが、本当にこれは何なのだろうか。再発防止「岩手モデル」がつくられたって、これでは変わらないと思うのです。ある意味、再発

防止「岩手モデル」をつくる過程が、体罰やパワハラ、セクハラをなくす取り組みそのものなのだと思うのだけれども、何でこれがなくなるのか、その原因と背景、根絶する具体的な取り組みを示していただきたい。

○大森教職員課総括課長 不祥事が減らないということにつきまして、本当に申しわけなく思っております。こういった暴力、暴言がなくなる原因ではありますが、一部の教職員においてコンプライアンス意識が十分に浸透していないことが原因だと認識しております。不祥事根絶のためには、各職場で繰り返しコンプライアンス意識の醸成に取り組むこと。また、教職員一人一人がいつでも自分が当事者になるかもしれないという危機意識、当事者意識を持って取り組むことが重要だと考えております。

本日の委員会の冒頭で、佐藤教育長からも発言がありましたが、わいせつ事案の根絶に向けましては、本年10月に公表された文部科学大臣メッセージ等の熟読、国が作成した研修動画等を活用した研修の実施、児童生徒への暴力、暴言の根絶に向けましては、本年1月に通知をいたしました児童生徒に対する体罰、暴言等の根絶に向けた所属内研修の実施についてを活用した所属内研修の実施につきまして、今般服務通知を発出し、徹底を図ったところでございます。

引き続き研修や会議など、あらゆる機会を通じてコンプライアンス意識の醸成を図り、暴力、暴言をしない、許さない職場風土の醸成と教職員一人一人の意識改革に学校、県教育委員会が一丸となって取り組んでまいります。

○斉藤信委員 この5件を見ますと、処分されているのは50代、60代なのです。言わばもう年配のベテランの教師なのです。ですから、本来後輩のモデルになるべき50代、60代の人たちがこういう懲戒処分を受けている。これは何なのでしょう。

○大森教職員課総括課長 斉藤信委員が御指摘のとおり、50代の職員の処分が多くなっているということは、我々も感覚として持っております。ただ、50代というと全教職員の中でも最も人数が多い年代であります。母数が大きいせいなのか、何か別な事情があるのかという原因分析までは至っておりませんが、いずれにしても斉藤信委員が御指摘のとおり、後輩や若手教職員を指導、育成する立場でもありますので、奮起を促しながら、50代を含めた全世代の不適切な事案がなくなるように引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○斉藤信委員 一番の根本の問題は、やはり子供が主役になっていない。子供のための学校なのですから、子供の人権を最大限尊重するという学校の気風をつくらなければだめなのだと思うのです。言うことを聞かないから体罰や不適切な言動をして、子供の人権を侵害するという問題なのだと私はすごく感じます。

今再発防止「岩手モデル」の策定について協議していますけれども、再発防止「岩手モデル」策定の見通しと、盛岡一高事件の解明について、当事者も含めて理解や納得がされているのか示してください。

○駒込県立学校人事課長 再発防止「岩手モデル」策定の見通しについてでございますけ

れども、第10回策定委員会が10月1日に開催されまして、その段階でモデルの骨子を示し、再発防止策の方向性等について協議をしたところでございます。現在外部委員や御遺族から御意見を伺いながら、本年度末の取りまとめに向けて具体的な検討や作業に当たっているところでございます。それと並行しまして、被害者御家族からの要望等も引き続き受けながら、調査を続けているところでございます。

○**齊藤信委員** 最後の質問です。新しい校舎等の整備について、岩手県は県有施設の脱炭素化の基本方針を出し、四つの柱を示しました。一つは、新築の場合には、ZEB Ready以上の整備をするということです。県立宮古商業と県立宮古工業高校の一体的な整備は、この方針に基づいて行われるのか。

ZEB Readyではなく、太陽光発電も設置したZEB基準で整備すれば、電気代がかからないというぐらいのものになると私は思うのです。さらに、これは岩手県特別支援教育推進プランにも出ていますけれども、県立福岡工業高校の敷地に新たな特別支援の高等部の校舎整備があります。これもZEB Readyはもちろんだけれども、ZEBレベルの整備をされるべきだと私は思いますがいかがですか。

○**佐々木学校施設課長** 地球温暖化対策に係る学校等の改築についてでございますけれども、学校施設の改築等に当たりましては、県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針を踏まえて整備することとしております。県立宮古商工高校と県立宮古水産高校の一体的整備では、脱炭素化への取り組みとしまして、9月定例会でも御説明いたしましたけれども、断熱壁、複層ガラス、高効率冷暖房、LED照明、太陽光発電設備等の設置を予定しております。現在設計の見直しを進めているところでございまして、引き続き設計業者等と協議をしながらZEB化に向けて検討しております。

また、太陽光発電の設置によってZEB化をするべきではないかということですが、学校の電気料を全て太陽光で賄うとなると、相当数の太陽光パネルが必要となってきますので、それについてはなかなか難しいと考えております。現在設計を進めております二戸地区の特別支援学校についても太陽光の設置を進める予定でございまして、ZEB Readyを目指して今設計を進めているところでございます。

○**齊藤信委員** 了解です。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菅原副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算

(第4号)中ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の11ページをごらん願います。当部関係の補正予算は、10款教育費、9項私立学校費の119万3,000円の増額でございます。

内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数ですが、予算に関する説明書の74ページをごらん願います。10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費について119万3,000円を増額しようとするものであります。これは、給与改定を踏まえ、私学振興に係る職員の人件費を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、ふるさと振興部関係の議案の審査を終わります。

次に、ふるさと振興部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第13号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第14号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○本多学事振興課総括課長 請願陳情受理番号第13号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第14号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について、資料により御説明申し上げます。

まず、資料1ページ上段、請願陳情受理番号第14号、項目1の運営費補助についてでございますが、私立学校に対する県の運営費補助につきまして、生徒等1人当たり補助単価を毎年度国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合わせて増額を図っているところでございます。今後も主要な予算の確保に努めてまいります。

次に、資料1ページ下段の受理番号第13号、項目1及び受理番号第14号、項目6中、国の私学助成制度についてでございますが、国の私学助成の大きな柱であり、県の運営費補助の財源となっております私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒等1人当たり国庫補助単価は、令和6年度文部科学省予算の概算要求においても増額要求されているところ

でございます。

次に、2ページをごらん願います。受理番号第13号、項目2及び第14号、項目6中、私立学校生徒等の就学支援金制度についてであります。国の現行の就学支援金制度では、高校生等の授業料等に充てるため年収590万円未満の世帯には、最大年額39万6,000円を、年収590万円以上910万円未満の世帯には、最大年額11万8,800円の支援金が支給されているところでございます。

また、資料2ページ下段から3ページにかけてとなりますが、私立高等学校等の専攻科の生徒への就学支援につきまして、住民税非課税世帯には最大年額約48万円を、住民税非課税世帯に準ずる世帯には最大年額約21万4,000円の支援が行われているところでございます。

このほか資料3ページ、中段(2)の低所得者世帯を対象とした授業料以外の学用品等に充当できる給付金制度や、その下の(3)、家計急変世帯を対象とした授業料減免制度などにより、児童生徒の学びの継続を支援しているところでございます。

県におきましては、引き続きこうした国庫補助制度を活用し、私立小中学校の生徒等への支援を行うとともに、国に対し就学支援制度の拡充について要望を行っているところでございます。

次に、4ページをごらん願います。受理番号第13号、項目3のICT環境の整備についてであります。私立学校におけるICT環境の整備につきましては、国の補助制度により継続的な支援がなされているところでございます。県では、国に対し私立学校のICT環境整備に対する支援の拡充を要望しているところであり、引き続き制度の周知活用を促進し、ICT環境の整備等教育環境の整備充実を進めていくこととしております。

次に、4ページ下段、受理番号第14号、項目5及び受理番号第13号、項目4中、耐震化への補助についてであります。全国の私立学校施設の耐震化率は9割を超え、着実に進捗しておりますが、国公立学校と比べて耐震化、耐震対策がおくれている状況にございます。耐震化の早期完了を目指すため、国におきましては私立学校施設の耐震化に係る耐震診断、耐震改修及び耐震改築について支援を行っているところでございます。また、県におきましても、国の補助事業に対応した県単かさ上げ補助制度を設けて支援を行うとともに、国に対し国庫補助制度の拡充などについて要望を行っているところでございます。

次に、5ページをごらん願います。受理番号第13号、項目4中、空調・換気設備の整備・改修、省エネ・脱炭素化への補助制度についてであります。空調・換気設備の整備等に係る国庫補助制度につきまして、幼稚園を対象とした教育支援体制整備事業交付金と、小、中、高等を対象とした私立高等学校等施設高機能化整備費がありまして、学校の衛生環境の改善、脱炭素化等に対する支援が行われているところでございます。県におきましては、国に対し対象の拡充や補助率の引き上げなどを要望しており、国の令和6年度の概算要求におきましては、施設の環境改善整備費に係る要求額が前年度から増額となっているところでございます。

次に、6ページをごらん願います。受理番号第13号、項目5の私立学校の生徒の海外研修等経費への支援についてであります。国においては、国費高校生留学促進事業により、1人当たり6万円の支援を行っているところであり、令和6年度文部科学省予算の概算要求におきましても、事業規模と支援金額を拡充する要求が行われているところでございます。このほか独立行政法人日本学生支援機構が窓口となり、民間の寄附を原資とした返済不要の留学支援奨学金を支給しているところでございます。

次に、資料6ページ下段、受理番号第14号、項目2及び項目3の授業料減免補助、入学金減免補助についてであります。先ほどに御説明申し上げました国による就学支援制度に加え、本県におきましては、国の就学支援金の拡充の対象外となる年収590万円以上620万円未満の世帯に対し、年収590万未満世帯の支援との格差を緩和するため県単独の減免補助を実施しているところでございます。

7ページをごらん願います。また、入学金減免補助につきましては、生活保護受給世帯の高校生等を対象として支援を行っているところであり、引き続き保護者の教育費負担を軽減し、経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

被災幼児児童生徒に対する支援につきましては、これまでも入学選考料、入学金、授業料、施設整備費等への助成を行うとともに、被災高校生の場合には、いわての学びの希望基金を活用して教科書、制服及び修学旅行に係る費用を給付しているところでございます。

最後に、資料7ページ下段、受理番号第14号、項目4の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業についてでございますが、この補助は、私立高等学校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて県単独事業として創設したものでございます。スポーツの強化や国際交流などの特殊ある教育活動を支援しているところでございます。厳しい財政状況の中、平成20年度以降1億5,000万円の予算額を確保してきたところでございます。

なお、補助率につきましては、過疎地域以外の地域につきましては、原則として3分の2を、過疎地域につきましては4分の3となっております。県といたしましては、各私立高等学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は、非常に重要であると認識しており、今後とも本補助の活用を促すとともに、主要な予算の確保に努めてまいります。

○上原康樹委員長 これらの請願に対し質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 授業料減免のことでお聞きしますけれども、資料6ページなのですが、岩手県は590万円から620万円未満の世帯に対して上乗せ補助をしているわけですが、この場合、国を含めて25万7,400円までの補助になるわけです。県内の私立高校の授業料の水準は、大体どこからどこぐらいまでなのか、このレベルでどのぐらい賄えるのかと、620万円を超える所得の生徒数、910万円を超える生徒数は、どのぐらいになっているのですか。

○本多学事振興課総括課長 最初に、授業料減免補助がどの程度賄っているのかと。各私立高等学校の授業料につきましては平均38万8,000円となっております。この就学支援制

度だと毎月3万3,000円なのですけれども、各学校においては、その12か月分である39万6,000円を目安にしながら授業料を設定しておりますので、おおむね満たしているものと考えております。

620万円を超える世帯と910万円を超える世帯はどの程度かとの御質問につきましては、今620万円を超える世帯の数字を持ち合わせていないのですが、910万円を超える世帯につきましては、令和4年度の実績なのですが、全在学生6,470人中808名で、約12.5%となっております。

○齊藤信委員 答弁がまだ半分なのでね。あともう一つ、ICT環境の整備に対する補助ということでお聞きしたいのですけれども、タブレット等の生徒への配備は、私立の場合ほどのぐらいになっているのでしょうか。また、学校で配備している台数、生徒個人が準備する台数の状況についてもお知らせください。

○本多学事振興課総括課長 先ほどの答弁で620万円から910万円までの世帯数をお答えできなかったのですが、620万円を超えて910万円までの人数は1,649名で23%となっております。大変失礼いたしました。

ICT機器の整備の状況についてでございますが、令和4年度に文部科学省が実施した各私立学校におけるICT環境の整備状況に関する調査における、令和4年度の児童生徒1人1台端末——パソコンやタブレットなどの整備状況は、全国が54.9%なのですが、本県では23.5%と低い状況となっております。また、令和7年度末までに整備完了を予定している学校を含めても本県は58.8%となっております。

1人1台端末の整備方法について、学校が整備して貸すのか、生徒が準備するのかというところなのですが、これは今後の予定も含むのですが、学校資産として整備し、生徒に貸与するという学校が3校、保護者等が購入する学校が9校と、保護者購入と学校資産として整備を併用する学校が1校、これはおそらく何らかの理由で整備できない家庭には学校が準備したものを貸与するという学校で、未定が6校となっております。

○齊藤信委員 了解しました。

○飯澤匡委員 この少子化の状況を鑑みて国も高等教育までさまざま手を差し伸べるといふことで、私立学校にもそういう流れが今できている中で、国のメニュー等も非常に分厚くなっているのが現況だと思います。国力を維持するという意味においても、人材の育成は必須でありますので、私はその流れについては全く異論はないのでありますが、一方私立学校と言いましても、県内においてもいろいろな特徴のある学校があって、いささか心に引っかかるのは、何年前でしたか、生徒まで動員して県庁前で示威行動をさせるというような形がありました。そういう動きについては、私はなかなか同意できない。

私立学校の存在というのは、建学の精神をおのおのが持って独自の学校方針に従って将来、未来に対する人材育成をする。これは独自の精神に従ってやる。そもそも論ですけれども、すなわち教育だけではなくて学校経営についても、覚悟を持ってやるということなのですが、冒頭申し上げた動きが近年加速をしているに当たり、なかなかそういうことも

言えなくなるし、非常に環境の変化もあったということです。

一方で、学校の経営になりますと、今公立高校についても定員割れという状況があり、その一方で私立学校については、定員をオーバーするような形で生徒を確保するという生徒の獲得合戦が進んでいる中で、これは本当に県内の高等教育の中であるべき姿なのかという点もひとつの課題として挙げられると思うのですが、その点の認識については、所管部はどのような認識なのか、お考えをお聞きいたします。

○本多学事振興課総括課長 今飯澤匡委員から御指摘いただきましたとおり、私立学校につきましても、建学の精神に基づいて設立している学校運営ということで、特色ある教育活動を行っているというところで、県立学校、公立学校とともに、いわゆる公教育の一つとして大きな役割を果たしているものと考えております。

一方、公立高校とのバランスなのですが、これからの子供たちのことを考えれば、特徴ある教育の現場も、県内各地域で教育を行っている公立学校も重要であり、それぞれの選択肢ということでは、それぞれの教育環境の整備をいかに持続可能な形で守っていくかというのが我々の大事な役割なのかと考えております。

そういった中で、公立と私立の先生からも定員のお話がありましたけれども、それをどうしていくのかについては、いわゆる公立と私立の高等学校連絡会議という会議も開きながら情報共有を図っているところがございます。まずそういった課題認識を共有しながら、これからの子供たちが学ぶ多様な環境を確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これらの請願の取扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第13号私学助成の充実強化等に関する請願の取扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第14号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は、あわせて発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○上原康樹委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

ここで休憩をさせていただきます。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 再開します。

この際、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目については、きたぎんボールパークの運営状況等についてといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたします。

なお、詳細については、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。